

令和6年

文教委員会会議録

とき 令和6年11月6日

品川区議会

令和6年 品川区議会文教委員会

日 時 令和6年11月6日(水) 午後1時00分～午後4時27分

場 所 品川区議会 議会棟5階 第4委員会室

出席委員 委員長 こんの孝子 副委員長 山本やすゆき
委員 西村直子 委員 あくつ広王
委員 せらく真央 委員 高橋しんじ

欠席委員 委員 田中たけし

出席説明員 伊崎 教 育 長 米田 教 育 次 長
船木 庶 務 課 長 柏木 学 務 課 長
中谷 指 導 課 長 丸谷教育総合支援センター長
河内品川 図 書 館 長 佐藤(憲) 子ども未来部長
藤村 子ども 育 成 課 長 柴田子ども施策連携担当課長
染谷子ども家庭支援センター長 長谷川 児 童 相 談 課 長
飛田 子 育 て 応 援 課 長 芝野 保 育 入 園 調 整 課 長
中島 保 育 施 設 運 営 課 長 佐藤(裕) 保 育 事 業 担 当 課 長
佐藤 経 理 課 長

○午後1時00分開会

○こんの委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付しております審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査およびその他を予定しております。

審査の都合上、審査・調査予定表の順番を一部入れ替えて進めてまいります。

なお、報告に際し、経理課長にもご同席いただきますので、あらかじめご了承ください。学務課長および経理課長は、報告事項のため、冒頭から総務委員会に出席しております。

また、本日、田中委員は欠席とのご連絡をいただいております。

委員会終了後に、先日実施いたしました行政視察の報告会も予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしく願いいたします。

1 報告事項

(2) 令和6年特別区および東京都人事委員会勧告等について

○こんの委員長

それでは、予定表の1、報告事項を聴取いたします。

初めに、予定表の順番を入れ替えて、(2)令和6年特別区および東京都人事委員会勧告等についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、令和6年特別区人事委員会勧告および東京都人事委員会勧告等について、報告をいたします。

資料をご覧ください。

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として社会一般の情勢に適応した適正な給与水準を確保することを目的としており、公務員の給与を公民比較により決定する仕組みとなっております。

本件の大部分は区の行政職員に関わるものでありますが、このうち教育委員会に関係するものとして、幼稚園の教員および固有教員がございます。

まず1ページ目をご覧ください。

令和6年特別区人事委員会勧告は、令和6年10月9日にごございました。

本年のポイントについて説明をいたします。資料の上部にごございます太枠の部分となります。

第1点目に、月例給については民間を下回っており、公民較差は月例で1万1,029円、割合にしまして2.89%となっております。そのため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当とされました。

給料表の改定については、初任給および若年層に重点を置きつつ、全ての級および号給について引上げとなります。

実施時期は、令和6年4月1日に遡及して改定実施されます。

第2点目に、特別給でございますが、期末手当・勤勉手当については、特別区職員の支給月数が民間の賞与、いわゆるボーナスの支給月数を下回っているため、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数

を0.2月引上げ、期末手当と勤勉手当に均等に配分するというものでございます。

こちらの実施時期は、条例の公布の日からとなります。

お話しいたしました2点の改定の結果、職員の平均年間給与は約26万7,000円の増額となります。

第3点目に、扶養手当でございますが、配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げとなります。

なお、本件は、特別区職員労働組合にて妥結後に常任委員会および臨時会で可決された場合に改定されるものでございます。

それでは、7ページをご覧ください。

東京都の令和6年の人事委員会勧告は、令和6年10月18日にございました。月例給につきましては民間給与を下回っており、公民較差月例で1万595円、割合にしまして2.59%になります。本年度は、公民較差解消のため、給料表を引き上げるとされています。

また、東京都においても、初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から、初任給を大幅に引き上げます。

さらに、職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から、各級においてメリハリをつけた改定をいたします。

特別給につきましては、民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.2月引上げ4.85月とするものであります。

これにより、支給月数は、特別区、東京都ともに同様となります。

固有教員の月例給につきましては、東京都人事委員会の勧告の内容により改正しているため、一部改定される見込みとなっております。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○高橋（し）委員

特別区のほうですけれども、品川区議会の議案としては、いろいろな予定があって、もろもろ調整したりすると思うのですが、いつ頃に議会のほうに提案される予定でしょうか。現状の見込みで結構です。

○中谷指導課長

見込みとしましては、本日、給与勧告の概要をご報告させていただいております。この後、給与勧告の内容について特別区の組合と妥協予定があります。そうしまして、11月25日と26日の文教委員会で、固有教員、そして幼稚園教員の給与条例の改正をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○高橋（し）委員

そうすると、25日、26日で委員会をやって、その後の本会議でということになるのですか。それとも、その前に何か臨時でということがあるのでしょうか。

○こんの委員長

見通しだけで。

○高橋（し）委員

結構です。

○中谷指導課長

その後の12月5日の本会議のほうでという流れになっております。よろしくお願いいたします。

○高橋（し）委員

大丈夫です。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 令和6年度（7年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考状況について

○こんの委員長

次に、(3)令和6年度（7年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考状況についてを議題といたします。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

それでは、私から、令和6年度（7年度採用）品川区立学校教育職員採用候補者選考状況について、ご説明申し上げます。

資料をご覧ください。

まず、選考の流れからご説明をさせていただきます。

1、第一次選考といたしまして、令和6年7月20日土曜日に行いました。

受験申込総数は16名でございましたが、当日受験者は10名でございました。選考の結果、8名を合格としたところでございます。

続きまして、第二次選考でございますが、当初は8月31日土曜日を予定しておりましたが、台風による影響で延期としまして、9月7日土曜日に行いました。

対象者8名のところ、当日受験者は8名でございました。選考の結果、8名全員を合格としたところでございます。

続きまして、最終の面接でございますが、3の採用候補者面接といたしまして、令和6年9月21日土曜日に行いました。

対象者8名のところ、当日受験者は8名、面接の結果、6名を最終内定者としたところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。例年よりも内定されている方が多いのではないかなと思っているのですが、当初の人数的な目標だったり、結果、お感じになられているところがあれば、お聞かせください。

○中谷指導課長

今回、確かに昨年度と比べて人数が増えております。今回、最終内定者とさせていただいた6名程度という人数を当初から設定させていただいておりました。

理由としましては、今までは、定員30名を充足するところを1つの目標としてずっとやっておったのですけれども、決算特別委員会でも申し上げさせていただいたとおり、それぞれの学校に1人の固有教員をつけていく必要性が大変高まっております、かといって、すぐに次年度に全校1人というわけにもいかないところがあるので、段階的に増やしていくというような、少し中長期的な視点で増やしていくというところで、今回は6名という数字を設定させていただいて、内定者もそのようにさせていただいたということになっております。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

恐らく受験された方は、ほかの自治体、東京都とか横浜市とかと併願している方々が多いと思うのですが、そのような中で、こうやって品川区を受けたというところで、面接なり書類なりで、どうして品川区なのかという理由で、何か印象的なものがあれば、少し、二、三で結構ですので教えてください。

○中谷指導課長

大変印象に残っているのは、やはり様々な自治体を比較された受験者が、品川区は地域と非常に連携して学校教育を進めているというところに高い関心を持ってくださって、他県で教員をされている方で現役の方なのですが、あえて、もし受かるのであれば、こちらにというようなところで申し込まれたというようなケースが、例年こういったケースが多いのですけれども、今年もそのような状況であったということになります。

あとは、英語教育が一貫教育であるというところで、英語に専門性を持たれた大学生が品川区の英語教育に携わってみたいというようなことで選んでくださったというような背景、この2つが今回は特に特徴的であったかなというふうに振り返っております。

○高橋（し）委員

英語の一貫教育は従来から進めてきたことであり、あと、地域との連携というのは、それも特にこのところ品川区は徹底して進めていっているところで、募集案内とかにも、そういったことが書かれているのでしょけれども、それがこういった受験者の方に浸透しているということは大変すばらしいことだと思います。

この8名の方がこういった思いを持ち続けて、品川区の中で定着していただきたいと思います。そして、中堅、ベテランになっていくことを期待します。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○山本副委員長

私からも1点、質問させていただきたい。

先ほどのご答弁の中で、1学校につき1人を配置することを目標としていらっしゃるということなのですが、現状ですと、そこまでのご計画は、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

あと、そのために、より魅力づけとかいうか、来てもらうために、何か取組をされている、されていくところがあれば、併せてお聞かせください。

○中谷指導課長

段階的な増員につきましてですが、今後、大体1年につき4名程度の増員を図りながら、おおよそ10年スパンで見えていきながら、最終的には、小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、それぞれ1名というような形で配置をといることを考えております。

今申し上げた学校数で申し上げますと、46校に義務教育学校の課程が6名加わりますので、52名というような見込みで配置をしていきたいというふうに考えております。

それから、もう1つの、より来ていただくための取組ということなのですが、近年、動画を作成いたしまして、品川区で勤務をすると、こういった他県にはない勤務の仕方ができるというような現役の固有教員の先生に様々インタビューをして語っていただくものをYouTubeでアップさせていただいたりですとか、あとは、大学のほうに私どもの職員が直接出向かせていただいて、固有教員というものがあって、こういった特色があるというようなことを直に学生にご説明させていただくというようなことをやっております。今回、それを聞いて、すごく興味を持ったので受けてみましたというような方もいらっしゃったので、こういったことを引き続きやっていきたいなというふうに思っています。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。より集まってもらうための魅力づけの取組もされているということで理解いたしました。品川区の教育をさらによいものにしていくに当たって、非常に大事な役割を担っていただける方だと思いますので、より多くの方に来てもらい、できることなら早いペースで確保していただくということと、定着していただけるように、取組を引き続きよろしく願いいたします。

○このの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 令和6年度品川区学力定着度調査および令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について

○このの委員長

次に、(4)令和6年度品川区学力定着度調査および令和6年度全国学力・学習状況調査の結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○中谷指導課長

私からは、令和6年度品川区学力定着度調査および令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について、報告をいたします。

資料をご覧ください。

それでは、各調査結果について、個別に説明をまいります。

まず初めに、品川区学力定着度調査について説明をいたします。

資料の1枚目をご覧ください。

1、調査日から4、調査内容についてです。

今年度は、令和6年4月16日に、区立の小学校31校、中学校9校、義務教育学校6校の第2学年から第9学年において実施いたしました。

第2、3学年は、国語と算数の2教科、第4、5学年は、そこに社会と理科を加えた4教科、第6学

年から第9学年は、さらに英語を加えた5教科の調査となっております。

内容としましては、前年度までに学習をした内容となっており、その定着度をはかる調査となっております。教科に関する調査のほか、生活習慣や学習環境に関する調査を実施しております。

次に、資料上段、5、各教科の平均正答率についてです。

各表の右側が全国の平均正答率、左側が品川区の平均正答率となっております。また、黄色のますは区の平均正答率が全国を上回った教科、ピンクのますは区の平均正答率が全国を下回った教科を示しております。

小学校、義務教育学校（前期課程）においては、昨年度同様、全学年全教科で全国の正答率を上回りました。

中学校、義務教育学校（後期課程）におきましては、社会が第7、8、9学年、理科が第7、8学年で全国の正答率を下回り、課題があることが分かります。社会におきましては、昨年度の第8、9学年に加えて、第7学年においても全国の正答率を下回っています。

次に、資料中段、6、教科に関する調査の結果概要についてです。

品川区の正答率分布を、正答率の上位層から人数分布25%ずつAからDの4つの層を点線で分けました。

また、赤の数字は教科の目標値になります。こちらは、学習指導要領に示された内容について、標準的な時間をかけて学んだ場合、児童・生徒が正答できることを期待した値になります。例として第5学年の各教科の正答率分布を示しております。

この結果から、いずれの教科もA層は目標値に達しておりますが、理科においては、B層から目標値に達していない児童がいることが分かります。

第7学年から第9学年では、社会の正答分布をグラフで示しました。このグラフから、どの学年もA層は目標値に達していますが、B層から目標値に達していない生徒がいることが分かります。

理科においても、このような傾向となっております。

次に、資料下段右に、課題の見られる問題例を示しております。

第7学年の室町文化の問題を掲載しています。

この問題の正答率は、全国値57.5%に対して、区は48.9%と下回り、目標値には達していません。この問題を解くためには、室町時代の文化の理解を基に資料を読み取る必要があります。7年生の社会は、教科全体の正答率が51.6%で、目標値を1.4ポイント下回っております。8、9年生でも目標値を下回り、基礎・基本的な「知識・技能」や「思考・判断・表現」の定着が課題であると思います。

恐れ入りますが、次に、資料の2枚目をご覧ください。

質問紙と正答率分布のクロス集計を行いました。クロス集計では、授業改善に関連した質問を抽出しております。

資料上段、左側をご覧ください。

「あなたは、授業や日常生活の中で、不思議だな、どうしてだろう、と思ったことを調べていますか」についての第6学年児童および第9学年生徒の回答の肯定率と正答率分布とのクロス集計です。

「いつも調べている」、「大体調べている」と肯定的な回答をしている児童・生徒ほど正答率が高い傾向があります。

次に、資料上段、右側をご覧ください。

「テストでまちがえたときは、なぜまちがえたのかを考えていますか」についての第6学年児童および第9学年生徒の回答の肯定率と正答率分布とのクロス集計です。

こちらにも「考えている」、「ときどき考えている」と肯定的な回答をしている児童・生徒ほど正答率が高い傾向となっております。

資料下段をご覧ください。

各教科における児童・生徒が主体となっていく活動で、例えば、国語では話し合い、社会では資料を使って自分の考えをまとめるなどの項目と正答率とのクロス集計となっております。どの教科においても、主体的な学習を実施していると考えられる児童・生徒ほど正答率が高い傾向がうかがえます。

今後は、さらに単元や1単位時間の中での児童・生徒の興味関心に合わせた課題の設定や、その解決に向けて自分自身で調べたりすること、考えを表現する機会を設けること、また、なぜ間違えたのかを振り返ることなど、学習活動の質の向上を図ってまいります。

資料の3枚目と4枚目は、全学年、全教科の結果を掲載いたしました。各学校が自分の学校の分布に照らして課題を見だし、授業改善に取り組んでまいります。

続きまして、全国学力・学習状況調査の結果についてご説明いたします。

資料の5枚目をご覧ください。

本調査は、令和6年4月18日に、6学年と9学年で実施いたしました。

教科は、国語と算数、数学となっております。

資料上段、右側、5、各教科の平均正答率をご覧ください。

6学年も9学年も全国の平均正答率を上回る結果、また、東京都の平均正答率と同等または上回る結果となっております。

資料中段、6、教科に関する調査の結果概要をご覧ください。

グラフは、品川区の正答数の分布に全国と東京都の正答数分布を重ねたものとなっております。

下の表は、東京都の4分位における全国と品川区の各層の割合を示しております。

結果は、6学年、9学年、国語・算数・数学ともに、A層の割合が東京都や全国に比べて高いこと、9学年国語のD層の割合は、東京都に比べて高く、全国に比べて低いことが分かりました。

資料左下、7、成果が見られる質問をご覧ください。

生徒質問紙において、「1、2年生のときに受けた授業では、英語を聞いて（一文一文ではなく全体の）概要や要点をとらえる活動が行われていたと思いますか」という質問に対し、「とてもそう思う」、「そう思う」と答えた生徒の割合が約89%となっており、東京都や全国の値を上回っております。

また、「1、2年生のときに受けた授業では、英語を読んで（一文一文ではなく全体の）概要や要点をとらえる活動が行われていたと思いますか」という質問に対し、「とてもそう思う」、「そう思う」と答えた生徒の割合が約91%となっており、こちらでも東京都や全国の値を上回っております。

今後も授業の中で取組を工夫し、引き続き、生徒の活動を充実させてまいります。

最後になりますが、右側、8、中学校国語「話すこと・聞くこと」について、課題が見られた問題をご覧ください。

情報リテラシーに関する出題がありました。ネット上で好みの情報ばかりに包まれるフィルターバブル現象を説明した資料を基に、3人の生徒が本の選び方について話し合う場面が設定されております。ネットで本を買った生徒が、同様の本ばかり表示されるようになったと説明されます。話し合いの話題や展開を捉えながら、他者の発言と結びつけて自分の考えをまとめることができるかを見る問題となりま

す。

この問題の品川区の正答率は46%、無回答率は8.6%でした。

この問題の正答の条件としては、①フィルターバブル現象の特徴について取り上げながら、これからのように本を選びたいかを具体的に書いている。

②【話合いの一部】の誰の発言と結びつくのかが分かるように書いている。

③実際に話すように書いているということになります。

誤答例のように、条件を満たさないで回答した生徒は、合わせると約45%でございました。話合いの話題や展開を捉えながら、他者の発言と結びつけて自分の考えをまとめることに課題があると考えられます。

自分の意見を適切に構成し、他者の発言との関連性を見いだす能力を高めるためには、まず他者の意見を傾聴し、それを受けて自分の考えを発展させることは、協働的な学びにおいて非常に重要であると考えております。

今後の指導に当たって、さらにこういったことを意識して授業改善を進めて、読解力や文章力の向上を図ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。

学力定着度調査ということで、おおむね東京や全国の平均よりも品川区のほうが点数が高いということは理解できたのですが、先ほどもご説明があったとおり、第7学年、第8学年、第9学年で社会で下回っているということの、先ほどのご説明の中について、理由は何かあったのでしょうか。どういう分析をされているのかということをお教えください。

○中谷指導課長

社会が平均値よりも下回っている理由ですが、例えば、暗記科目のように捉えておりますと、単に知識を得るために進める学習というのは向上性がないために、自分でなぜかということを考えたり、解決していくためにはどういったプロセスがあるのかというような道筋を考えたりする学習とセットになっておらず、なかなか定着につながらないというような状況が考えられます。恐らく授業の中で、そういった子どもたち自身が自ら考えて課題を見いだして課題解決に導くというような授業スタイルが、品川区の学校の中で、あまり広く浸透できていないであろうという分析をしております。

そこで、何をすればよいかということですが、やはりそういったプロセスをとっている授業は具体的にどのような社会科の授業なのか、そういったものを共有して、やっていない学校の先生方がそれを取り入れていくということがとても重要だと思っています。今までも教育会という教員の先生方が集まる教育の研究会の中で、そういった議論もしてきたところではあるのですが、なかなかやはりこの結果が伸び悩んでいるということをお重く受け止めておまして、教育委員会としましても、この教育会という研究会と連携をとりながら、ある程度、社会科をしっかりと先生方に授業改善が浸透するように呼びかけていきたいと思っています。その中で、やはりいい授業事例というものをしっかりと挙げて、これを読んでいただく、見ていただくというような仕組みをしっかりとつくっていきなというふうに思っております。

○あくつ委員

ご丁寧なご説明ありがとうございました。

社会という科目自体が、子ども自らが主体性を持って、関心を持って勉強に取り組むということがしにくい科目、性質を持つかなというふうな、何となくそのような印象を受けました。やり方が多分いろいろあるのであろうということで、私も自分が学生時代、中学生ではなく、高校生ですけれども、世界史、日本史とかを勉強するときに、先生が、いろいろ映画を見せてくれたり、スペインだったら「アルハンブラの思い出」という曲を流して、そこから導入してイメージを沸かせてくれたり、そういったことを思い出しながら、好きな子は好きなのでしょうけれども関心を引き起こすことは非常に難しいだろうなと思いました。

先ほどおっしゃっていた教育会の話で、何をもちよき授業というふうに判断をされるのか。こういうテストの結果は全体で出ていますけれども、例えば、学校で、この学校のこの学年の子どもの社会の点数がよかったというのは、それは当然分かるということによろしいのでしょうか。そこでどういう教育をしているということを出出するということなのですか。

○中谷指導課長

今おっしゃっていただいたとおり、学校によっては、社会が平均値よりも高い学校もあると思います。そういった学校がどのような授業をやっているのか、やはりしっかり見ていく必要があると思っています。

具体的なお話にはなるのですが、先ほど、室町時代の問題が少し低い値が出ているというお話を差し上げたのですが、小学校6年生で初めて社会で歴史という授業が入りまして、そこでは人物に焦点を当てた学び方をします。それが中学校、後期課程になっていきますと、同じ室町時代を学ぶのですが、小学校でフォーカスされていた人物の学習に、さらに今度は俯瞰的に見る、どういう経緯で、今この室町時代に至っているのかというような、少し視点が広がるような学びをしていきます。

ただ、課題としてありがちなのは、小学校での学びがあまり中学校での学びに生かされていないのではないかとことです。そうすると、やはり中学校で行われるよい授業というのは、小学校6年生の歴史で何を子どもたちが学んできたかということ、しっかり授業される先生が知っていて、そのうえで室町時代の歴史の単元の授業を組み立てるといようなもので、そこが意識されていないというところが課題だなというふうに思っております。そういったところに切り込んでいけるような話合いや研究ができればいいかなと思っております。

○あくつ委員

分かりました。少し教育の中身までいってしまうと、私も分からない部分がたくさんあるのですが、すごく分析も細かくされていて、課題の部分をしっかりと充実させて、それに対して的確に対応されていく、教育委員会は優秀な方ばかりでございますので、また引き続き品川の子どもたちをよろしく願います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。全国の文科省がやっている調査については、全国と比較がこういっ

た形でされているのですが、私、この結果の報告をいただくときにいつも聞いているのですけれども、品川区学力定着度調査は、恐らく東京書籍の問題だと思うのですけれども、全国のどれぐらいの学校と比較しているのかとか、都道府県でどれぐらい受けているのかということをお教えくださいということ、業者が教えてくれないと言って、いつもそれで終わってしまうのですけれども、それが分からない状況で、この調査をずっとやっていくという、標本の正確性、その点についてはいかがですか。

○中谷指導課長

品川区学力定着度調査の問題ですけれども、今年も東京書籍の問題を使わせていただいております。標本数ですけれども、繰り返しにはなってしまうのですけれども、業者のほうからは非公表ということをお言われている状況でございます。

ただ、その数というところに関しましては、決して少ない数ではなく、全国の学力調査まではいかないまでも、きちんと全国比較として品川区を分析できる、そういった数であるというふうに伺っておりますので、品川区教育委員会としては、この調査を経年比較で見ていくということがとても重要であると思っておりますので、今後、特に課題である理科と社会の部分で、これからどういうふうに、来年度以降、推移していくのかということをおしっかり見ていきたいと思っております。

○高橋（し）委員

やはりそういうご答弁になるということなのですから、少し見方を変えて、区の予算を使ってこういう調査をしていただくことはいいのです、したほうがいいと思っております。ただ、そのときの契約の状況の中から、決して全国で比較できないものではないということも分かりますけれども、そういったことが分からずに進めるというのは、例えば営業上の秘密というか、そういうもので、ここでは言えないけれども、業者と教育委員会の間ではそれを把握して、その数字を知ってるから全国の比較ができるのですよとおっしゃっていただくなりいいのですけれども、そうでないような形で契約の相手方からという、どうなのかなと思ったりします。これはご答弁は結構なので、引き続き業者のほうに情報提供について要求していただきたいというふうに思っています。そうすると、やはり分析の仕方も随分変わってくるのかなと思ったりします。これは要望させていただきます。

あと、先ほどの社会科のお話ですけれども、授業のやり方ということで恐らく教育会の中では話題に当然出ていると思うのですが、いわゆる定期テストなどの確認の仕方、それが、恐らく定期テストが終わってしまうと全部忘れてしまうところがどうしてもあります。社会科については、一定の長い範囲がこういった調査で出てくるのに対し、定期テストは狭い範囲ですので、広い範囲のこういったテストが苦手で、そういうところをどういうふうに定着させるかという話になります。数学とか国語は、ある程度積み重ねる部分があるからできるのですけれども、そういう定着の方法も教育会の中でお話をさせていただくと、いいかなというふうに思います。数学などは、この分野が苦手、この分野が苦手ということで詰めていけますが、社会科は、そういった形で定着させる範囲を広い範囲でやっていく、きっと教育会では議論になっていると思うのですけれども、そういった授業と定着の仕方を教育会のほうでもお話ししていただけるといいかなというふうに思います。そこだけお願いします。

○中谷指導課長

おっしゃっていただいたとおりだと思いますので、そのようにやってまいりたいと思っております。

特に、社会科の試験に慣れていくということもあると思います。そこを支えるのが、先ほど申し上げたとおり、授業の仕方を工夫していくということだと思っておりますので、そこをきちんと連動させていけるようにということで、教育会のほうで工夫してまいりたいと思っております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

では、私からも何点か教えてください。

まず、学力定着度調査で、今回の結果は、7年生以上で、社会と理科が全国平均より低いという結果が出ておりますが、これは、前年やこれまで、過去との比較でいうと、どういう状況なのでしょう。

それから2つ目としては、これまでの質疑の中でありましたけれども、教育会等で、うまくいっている授業の事例を他の学校にも伝播させていくということでしたけれども、そのやり方というところで、どのようなやり方をお考えでしょうかということです。

それから3つ目で、クロス集計での結果なのですが、学習意欲や学習習慣のある生徒が正答率が高いという傾向が出ているということなのですが、これらの意欲や習慣を全体的に広げるための方針や、何か具体的な施策があれば、どのような取組をされていくか、お考えがあればお聞かせください。

○中谷指導課長

3点、ご質問をいただきました。

まず、社会と理科それぞれの近年の推移というところでございますが、まず社会について申し上げさせていただきますと、7年生以上の学年で平均よりも下回ってしまうという傾向が続いております。ここ3年間の比較で申し上げても、そのような状況になっております。

今回は、4年度と5年度と比べて、7、8、9学年の全ての学年で全国平均を目標値より下回ってしまったということが大きな課題であると考えております。

そして、理科でございますが、こちらについても同様の傾向がございます。4年度、5年度と比べまして、まず、いい報告から申し上げますと、9学年で、これまで平均値よりも下回っていたものが、今回は上回っているというような状況がございます。ただ、やはり社会と似たような傾向があるということ踏まえてアプローチをしていきたいというふうに思っているところです。

それから2点目のご質問としまして、様々、優良事例をどのように広げていくかということなので、すけれども、まずは、教育委員会のほうからのアプローチとしては、校長会での周知をしっかりと図っていきたいと思っております。

また、教育会と先ほど申し上げた教員の研究する会ですけれども、教科ごとになっておりますので、その中に社会科または理科の教育会に所属される先生方に対して、まず、優良事例が具体的にご理解いただけるような催しになればいいかなというふうに思っております。そこでヒントを得ていただいて、ご自身の学校に戻られて研究授業をされたり、自校の他の職員に事例を見せるというような取組を行っていただくことで広まっていくことができるのかなというふうに思っております。

教育委員会としまして、そういったいい授業をしっかりとキャッチして、そしてまた、違う学校にご紹介していく、そういったところでは、指導主事が学校を訪問させていただいているので、そこでしっかりお話をするというようなこともやらせていただきたいと思いますと思っております。

それから、クロス集計に関連して、特に意欲、習慣を広げるためにはどうしていくかということなので、すけれども、やはり教員は授業をしっかりと組み立てて、それぞれの時間を充実させていながら、

子どもたちが家に帰った後で、どういった学びが授業の延長線上として継続できるようにするかといったところに非常に工夫をしていかなければならないと思っております。

なので、もしご自身の所属する学校のお子さんたちに、なかなか復習であったり、予習という習慣がないなどという状況が把握できた場合には、しっかりと授業の中で、まずどうやって授業以外の場面で、何を取り組んでいく必要があるのかというようなところを考え、また、やらされ感というところではなくて、自立した学習者を育て、自分でこうやっていきたい、もっとやっていきたいと思えるようなアプローチ、そういった動機づけを与えられるような授業をしっかりと展開してまいりたいというふうに思っております。

○山本副委員長

それぞれご説明ありがとうございます。

まず1点目は、単年ではなくて、数年のトレンドを見て、ぜひご判断をいただきたいというところで、見ていただいているとは思いますが、ここ数年のところ、社会がまだよくないということでしたので、抜本的なところも入れて、ご検討いただきたいというふうに思いました。

2つ目のところで、好事例の横展開というところですが、それをしっかりと教育会で教科ごとにやっていただくということではあると思うのですが、やはり品川区内だけではなくて、他地域の優良事例とかも、研究、検討しながら取り入れてもいいのではないかと思いますので、ぜひそこは、そのようにお考えいただきたいと思います。これは要望です。

それから、3番目にクロス集計のところは、このように意欲や習慣がある子のほうが成績がいいということが出ておりますので、そういったところを高めるということでのアプローチを、しっかりと授業の中でしていただけるような仕組みをご検討いただけたらいいなというところでございます。よろしくをお願いします。

○中谷指導課長

1点、お話に補足をさせていただきます。

他県というご指摘をいただきまして、東京都のほうで各教科の研修をやる仕組みがございまして、例えば、東京教師道場というものですとか、研究員といまして、それぞれ教職のステージに応じた教科研究を行う研修の仕組みの中で、1年間以上こちらに所属をして、ご自身が選んだ教科を授業研究という形でしっかりと学ぶというような制度がございます。こういったところに積極的に品川区の先生方が、校長先生の推薦を受けて参加されるというようなことを推奨していきたいなと思っております。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

先ほど聞き忘れてしまったのですが、中学校の社会科については、こういう認識でよろしいでしょうか。

7学年は小学校で習った社会科全範囲、8学年は7学年で習った全範囲、9学年は8学年で習った全範囲とすると、例えば、8年、7年で地理をやれば、8年のテストは地理、9年は8学年で歴史をやっていたら、これは歴史という認識ですか。それとも4時間あるうちの2時間ずつを各分野でやっているのか、そこは学校によって違うのか、教えてください。例えば、3分野のうちのどこかが少し弱いとか、そういった分析をどういうふうにされているかということをお尋ねします。

○中谷指導課長

中学校の社会についてですけれども、やはり全般的に低い傾向があるという分析をさせていただいております。

ですので、例えば地歴だけがすごくいいとか、そういったことではなく、全般的に低い。そして、その中の特に思考・判断・表現、それから9学生になりますと、知識・技能の定着に課題が残るという分析をしているところですので、そういったところを踏まえた取組をしていきたいというふうに思っております。

試験範囲につきましては、毎年こちらは進級して4月にやっておるのですけれども、基本的には、その前の学年までにやった学習内容ということになっております。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

1点だけ、ありがとうございます。

1ページ目のところで、調査内容にある生活習慣や学習環境に関する調査のところで、今年度の特徴でしたり、近年の傾向があればお聞かせいただきたいと思います。

○中谷指導課長

まず、成果と課題をそれぞれ申し上げさせていただくと、まず成果につきましては、人間関係の構築に関するもの、そういった項目の中で、不安を感じたりすることがあるというような内容の質問に対して、昨年度よりも、よい傾向が出ているということがまずあります。

一方で、課題についてなのですけれども、こちらは先ほどのお話と少し重複するのですけれども、学校の授業の予習や復習をしているというような学習習慣に関する項目については低いという状況が出ているということが、これはかなり目立って出ているところでご紹介をさせていただいております。

○西村委員

予習・復習は習慣だと思います。先生方もご努力いただいていると思うのですけれども、なかなか子どもたちに根づくのは難しいのかなと思ったりするのですが、学力定着度調査で、地域ですとか学校全体の学力状況を把握したり、今、ご答弁いただいたみたいで学力と学習とか、学力と生活環境の関連とかも分析していただいていると思うので、ぜひ生かしていただきたいと思うのと、あと、学校だったり教員の方々のご努力の成果を知るには、本来は複数時点の学力調査を行って、成績の伸びで図らなければならないのだろうというふうには私は思っていますので、ぜひその結果を学校ごととかも見ていただいていると思うのですけれども、授業のアプローチですとか学校の取組に、この結果を生かしていただきなというふうに思います。

○中谷指導課長

すみません、1つ補足をさせていただきます。

今おっしゃっていただいた学校がどのように分析するかというところについて、結果をまとめさせていただきまして、各学校がホームページ上でしっかりと発信をさせていただくということになっておりまして、今日ご紹介したのは区としての全体の傾向でございますが、学校からしてみると、自分の学校でどうだったのか、ご自身が授業をした子どもたちがどうだったのかというところを見るのが極めて重要で、そういった改善のプランをつくって発信させていただくということになっておりますので、よ

ろしくお願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(5) 区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について

○こんの委員長

次に、(5)区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○丸谷教育総合支援センター長

それでは、私からは、区立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について、説明をいたします。

資料をご用意いただければと存じます。

令和5年度に発生したいじめの重大事態、事案番号8の調査結果が出てまいりました。いじめの重大事態の認定時期は、資料にありますとおり、令和6年1月です。いじめの対応の分類については、①、②とありますが、資料下段にあります枠囲みの番号、①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、②仲間はずれ、集団による無視をされるに該当いたします。

重大事態の分類としては、2号、不登校重大事態となります。

小学校の事案となっており、調査の諮問日は令和6年1月26日、答申日は令和6年5月9日となります。

調査結果につきましては、答申後に保護者にお送りし、調査結果の公表等についての可否を確認しておりましたが、このたび、公表は希望しないとの回答が今回まいりました。したがって、本日は調査終了のご報告にとどめ、事案の内容についてはお伝えすることができませんが、ご家庭の意向を尊重した対応となりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。

○せらく委員

ご説明ありがとうございます。この件については、令和6年5月9日に答申日となっていて、本日の委員会でのご報告なのですけれども、6か月ほど時間があつたのは、保護者へ公表希望を確認していたからということでしょうか。

○丸谷教育総合支援センター長

今おっしゃっていただいたとおり、通常、お送りして2週間程度でお返事をくださいということでご案内を差し上げるのですが、保護者に確認作業をしていく中で、もう少し考えさせてほしいですか、こちらにそういったご要望をいただきまして、この間、やり取りを続けて、ようやく今回、公表は希望しませんというようなご希望を出されたということで、今回の報告までに時間がかかっているということでございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

今回の件は今回の件でご説明をいただいたのですけれども、数日前の報道で、日本全国のいじめ重大事態については、件数が過去最多になったという報道が文部科学省のほうから公表がありました。品川区においても、そういった、前の年度、2023年度の全国の小中高校で起きたいじめの重大事態が1,306件ということで過去最多。これは前の年度の1.4倍ということで大幅に増加しているという報道だったのですけれども、それは2023年度の話ですが、品川区においては、最近は増えているという傾向が事実としてあるのか、また、そういう認識が教育委員会としてもあるのか、その辺り、品川区は増えていないのだよということなのか、その辺りを教えてください。

○丸谷教育総合支援センター長

本区におきましては、昨年度、2023年度につきましては、14件の重大事態の認定を行っております。令和4年度（2022年）につきましては3件としております。増加と言えば増加なのですが、こちらは法に基づいたいじめの認知や重大事態認定を適切に行うようになったと、昨年度5月のご報告でも、これまでしっかりとした対応ができていなかったという反省を基に、しっかりと法に基づいた対応をしていくということで、また認識を改めた対応の結果だと考えております。

国の見解といたしましても、学校、自治体が、それぞれ法に基づいた対応をしている成果だというふうな捉えをしておりますので、今後も適切ないじめの認知、いじめの重大事態に該当するのであれば、その認定を行って、いじめの未然防止に努めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員

おっしゃるとおりだと思います。未然防止というのは、これも実際、未然ではなくて、これはもう発生している話なのですけれども、文部科学省報道では、いじめの認知件数が増えたのは、積極的な早期発見に努めた結果だと、今、課長のご答弁のとおりですが、もう一方で、いじめの重大事態の4割、37.5%は深刻さを把握する前にいじめとして認知すらできていなかったことも分かる。教員が兆候を見逃す、問題を抱え込むなど、対応への課題があったと、報道を今そのまま話をしていますけれども、こういった、先ほど、未然にというお話があったのですけれども、深刻なこういった重大事態にならないようにということで、一生懸命、しっかり教員のほうも見ていただいて、教員のみならず関係者がしっかりと見ていただいているとは思いますが、今申し上げたような認識、4割が見過ごされていたのではないかというようなところについては、今、学校関係者の間では共有認識としてあるのか。それに対してどのような思いで取り組まれているのかということを確認させてください。

○丸谷教育総合支援センター長

本区におけるいじめの重大事態それぞれについてですけれども、いずれも重大事態になる前に、いじめの認知としての対応は行っております。その結果、学校に来られない時期が長引いてしまったりですか、例えば、診断書が出てきてというようなことで重大事態認定をしているものがほとんどでございます。

教員のほうも、いじめの認知は法に基づいて行うということで、今年度も、かなり研修を重ねて、こちらとしても訴えかけているところですので、今回、全国の発表にあったような、いじめと認知してなくて重大事態として認定するようなケースは絶対にあってはならないという思いで、しっかりと学校の意識も高めてまいりたいと思います。

○あくつ委員

はい、結構です。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○山本副委員長

私からも1点、いじめの重大事態に関連して、いじめ問題についてお伺いさせていただきます。決算特別委員会でも質問させていただきましたけれども、7月頃から、デイケンと、そして、いじめDが、定例的に行われてるということで、いじめの早期発見に努めていらっしゃるということで、把握件数は増えたけれども、重大化する手前で割と発見できているのではないかという話だったと思うのですが、それ以降、重大事態化しているものが減っているのかどうかというところのご感想をいただければと思います。

○丸谷教育総合支援センター長

今年度5月からデイケンと、いじめDアンケートというようなツールを導入させていただいております。

いじめDアンケートでは、いじめの被害申告がなかったお子さんでも、デイケンを毎日見ていると、少し気持ちの落ち込みが見られるといったお子さんに担任が声をかけたところ、実は嫌な思いをして、いじめで悩んでいるというようなこともございました。

1つのツールが全て網羅的にできるとは、なかなか難しいなというところはあるのですが、こうした複数のツールを使いこなしていくことで、子どもの変化に気づいて、担任が適切に声をかけてあげられる、そのような取組が、今、事例として上がってきております。こういった事例を各校にも広めながら、いじめの未然防止に努めているところでございます。

こうしたツールだけということではないですが、いじめ予防授業であったりとか、先生方への教員研修、こうしたものを合わせながら、今年度については、今のところ、いじめの重大事態は1件ということになっております。まだまだ残り5か月ありますので、今後もしろいろないじめ案件が生じる中で、中には重大化するものもなくはない。不登校になってしまうケースはどうしても避けられない部分もありますので、今後も引き続き重大化は未然に防げるような取組は続けてまいりたいと考えております。

○山本副委員長

ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(6) 図書館システムの機能向上作業による停止について

○こんの委員長

次に、(6)図書館システムの機能向上作業による停止についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内品川図書館長

私からは、図書館システムの機能向上作業によります停止につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります、資料をご覧いただきたいと思います。

最初に、項番1、概要でございますが、現状システム、平成30年度から使用しているものにつきまして、機能向上のため、システムのバージョンアップと機器の入れ替えを予定しております。

項番2の停止するシステムでございますが、公共図書館システム、学校図書館システムと予約システム、これにつきまして停止するものでございます。

項番3停止するシステムの停止日ですが、令和6年12月28日の閉館後から、年が明けまして1月4日の開館前まで、こちらにつきましてシステムの停止、また、項番4の図書館の休館でございますが、令和6年12月29日から、年明け1月3日までを全館休館とするものでございます。

毎年度、年末閉館を行っておりますが、こういった作業を持ちまして、令和6年度でございますが、今年度はやむなく休館するという運びになっているものでございます。

項番5の機能向上の内容でございますが、貸出券のスマートフォン対応と、それから、読書記録の希望者への提供、こういったものを機能向上としていきたいところでございます。

最後に、項番6の周知方法でございますが、区立図書館のホームページ、また、ポスターなどですが、記載されておりませんが、12月の広報しながわなどによりまして周知を行っていく予定でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

よろしいですか。よろしいですね。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(7) 品川区子ども読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施について

○こんの委員長

次に、(7)品川区子ども読書活動推進計画（素案）に係るパブリックコメントの実施についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内品川図書館長

引き続きよろしくお願いいたします。

品川区子ども読書活動推進計画（素案）につきまして、パブリックコメントを実施するものにつきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の資料をご覧いただきたいと思います。資料に沿いまして説明いたします。

最初に、計画の概要でございます。ポイントでございます。

まず、こちらの計画でございますが、子ども読書活動の推進に関する法律、平成13年度、国によって施行されておりますが、これに基づきまして、区では、平成17年に「品川区子ども読書活動推進計画」を策定したものでございます。

現計画につきましては、令和2年度から6年度までを計画期間としておりまして、ティーンズ世代に重点を置いているところでございますが、不読率の改善など、様々課題もあると認識しているところでございます。

現状におきましては、高度情報化への対応、障害者への対応、また、国際化などに伴いまして母語が日本語でない方など、多様な子どもたちの可能性を引き出すために、読書環境の整備が求められているという状況でございます。こういったものにつきまして、4回にわたりまして策定委員会を進めてまいりました。こういったものを踏まえ、全ての子どもたちが対象である点、改めて認識した上で、区民へのアンケート調査、ヒアリングなども含めまして策定を行うものでございます。このたび、この策定した素案についてパブリックコメントを行うものでございます。

ページをおめくりいただきまして、(2)番、計画策定の経過でございます。

今触れましたとおり、策定委員会を催しまして進めてまいりました。学識経験者、関係団体に所属される方、また保護者の方、それに加えて、校長先生、園長先生などを委員とする策定委員会を設置いたしまして、6、7、8、9月と、月1回ペースで4回開催してまいりました。

委員会につきましては、現行計画の策定委員会の副委員長を務められた立正大学熊谷学術情報課長の島田様、また、副委員長につきましては教育次長を設置いたしまして、13名の構成で進めたものでございます。

第1回目から第4回目につきましては、第1回目がスケジュール、国等の実績、内容など、アンケートの実施内容について、それから第2回目につきましては、体系の検討から入りまして、ワークショップ、ヒアリングについてのご報告、また3回目につきましては、アンケートなど、この辺りで様々な意見を組合せた骨子案の検討に入りまして、第4回目につきましては、体系案、それから素案の検討と進んでまいりましたものでございます。

(3)番、計画の期間でございますが、次年度、令和7年度から令和11年度の5か年計画でございます。

(4)の計画の体系でございますが、すみません、ページを少しおめくりいただきまして、横表示で恐縮でございます、素案の骨格となります体系でございます。

項目ごとの簡単なポイントでございますが、まず目的でございます。

現計画におきましては、本の活用というものに重点を置いておりましたが、これに加えて、読書そのものもしっかりと据えた中で、全ての子どもたちを対象としたというところがポイントでございます。

それから、策定の視点でございます。

国の計画、都の計画を踏まえてという点で、特に最初の不読率の低減などにつきましては、ネガティブな表現を避け、「本を読む子どもを増やす」というような表現の中で、子どもたちが前向きに進めるようにといったようなところを工夫したところでございます。

ちなみに、専門用語になります「不読率」でございますが、特定の1か月間に0冊の本しか読んでいない子どもたち、あるいは人々の割合を差します。この不読率について国、都を挙げて低減に努めているというところが子ども読書計画の中の大きなポイントの1つになってございます。

また、この中で「子どもの多様性に対応する」というところで、先ほどありました障害者の方、それから、日本語を母語にしない方、それに加えて、介護、経済状況に悩みのある方など多様な状況の中でも子どもたちに対応できるような読書計画にしたいという点。

それから、「デジタル社会のメリットを活かす」というところで、DXの進展ということで、障害者の対応というだけではなく、読書の手段、入り口としても社会の中で進展していこうと思っておりますのでこういった点。

それから、「子どもの声を聴く」という点についてやはりしっかりやっていきたいというふうな考え

ているところでございます。

子どもたちの時代も早うございます。現行計画を策定してから5年、デジタル社会の進展は著しいものがございます。そのような社会の中で生きている子どもたちの声をやはり聞きながら、その次の計画も見据えながら進めてまいりたいというところでございます。

続きまして、目標でございます。

この中でポイントといたしましては、図書館・学校・家庭・地域の連携でございます。

不読率につきましては、残念ながらですが、5年生のお子さんたちの調査によりますと、ちょうど10%ということで0.5%の悪化、また、8年生につきましては、30%を超えたということで5%以上悪化しているというところが現状でございます。現行計画で懸命に取り組んでおりますが、そういったところを捉えますと、こういったところで大人が一丸となって、周りが一丸となって子どもを支える体制が大事だろうというところで、こういった目標を掲げたものでございます。

また、最終的にこの目標を一人一人の人生の豊かさ、ウェルビーイングにつなげてまいりたいということで、こういった目標を掲げたところでございます。

また、段階別目標につきましては、発達段階ごとに、こういった目標を掲げながら、その右横にございます発達段階の全てにおきまして、特段の配慮が要る環境のお子さんたちに対しても、やはりしっかりと対応していく点。

また、その下になりますが、保護者の方につきましても、周りの大人の方につきましても、こういったものに取り組んでいき、しっかりと読書計画の推進をしていきたいというところが、このような表記でございます。

お戻りいただきまして、(5)の計画(素案)の内容でございます。

こちらにつきましても、恐れ入りますが、度々行ったり来たりで、2ページおめくりいただきますと、素案が出てまいります。

本編は5章立てでございます、3、4ページ、第1章目が策定についての概要、第2章が子ども読書活動の現状でございます、調査結果など、現状を踏まえた形の調査結果が載っております。第3章は計画、第4章でございますが、計画の目標と体系でございます、先ほど、触れさせていただきました体系図が26ページ、27ページ、見開きで載っているものでございます。最後でございますが、第5章につきまして、計画策定の施策などが載っております。

なお、半分半分になっているのですが、後半につきましては資料でございます、基礎調査の結果、関係法令、策定過程など、25ページにわたりまして明記しているものでございます。

59ページの構成としまして、現行の計画とほぼ同じボリュームの、ほどよく読み切れるような内容の中で、子どもたちにもぜひご覧いただきたいということで、こういったものにしたものでございます。

(6)番、パブリックコメントの実施でございます。

パブコメにつきましては、令和6年11月21日から12月20日、31日間実施するものでございます。これにつきましては、11月21日号の広報しながわへの掲載。

また、閲覧場所につきましては、区立図書館、それから、教育委員会事務局の庶務課のカウンター、区政資料コーナー、地域センターで現物が見られます。また、区のホームページ、図書館ホームページで、電子でフルスケールで閲覧が可能になっております。

最後でございますが、今後の予定でございます。

年明けの令和7年1月下旬には、パブコメ結果などを受けまして、第5回の策定委員会を開催いたし

まして、令和7年3月に最終決定を予定しているものでございます。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。決算特別委員会でも少し質問させていただいたのですが、素案の中に、環境設計というか、子どもが行きやすい、話していても怒られないような図書館を目指していただきたいというような趣旨で、私、質問させていただいたのですが、そういった環境に関しては、どこか記されているものがあるかということ伺いたいのと、環境設計です。

あと、自習室の開放が全ての図書館でされているのか、自習室という空間になっていないようなスペースもたくさんあると思いますので、その辺りを伺えればと思います。

○河内品川図書館長

2点、ご質問をいただきました。

まず環境設計のお話でございます。

子どもたちが利用されるときに、全く悪気はないのですが、やはり多少声がというところもございませぬ。今までの図書館といえば、静謐な環境、静かな環境という、やや年齢を加えられた方の認識があるという点ですが、この中で、体系図の中、保護者を含む周りの大人たちの少しの手助けで読むことができるようになることを認識し、実際に子どもたちを読書に導くことを目指しますという中で、子どもたちが、より図書館、あるいは読書、こういったものを利用しやすくなるような形で、全館を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

それから自習室でございますが、一部館となっております。これは理由がございまして、やはりスペースの問題でございます。盗難防止装置すらつけるスペースがないような狭隘な、少し狭い、手狭な館もございまして、そういったところにはなかなか難しく、また、距離的な離隔がありませんと、やはり完全防音というものはないのですが、声も響きやすく、やはりお互いがなかなか理解しにくい環境もございませぬ。そういった中で、これを緩和を進めるために、前段、委員がおっしゃられましたお互いの理解の中で、こういったお互いの配慮が将来的な読書の推進につながるものだというような意識啓発も含めて、今後の事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○西村委員

まさに自習室というスペースではなくても、子どもたちが学び合っているというシーンを図書館でよく見ます。そういったときに、どうしてもおしゃべりとか、騒いでいるのではなくても、今の図書館は教え合うことも難しい。こしょこしょ話でも怒られてしまうというような、びくびくした中で子どもたちが宿題とかをしている姿も見られるものですから、その辺りは本当にこれからの新しい図書館の取組として、ぜひ期待をしております。

36ページに、中学生・高校生の読書活動を促すため公共図書館が果たすべき役割についてというところで、どなたか、教授の方がおっしゃった言葉だと思うのですが、次の37ページの頭に、「非常に難しく、永遠の悩み」だというふうにおっしゃられていて、こういったティーンズ世代の子どもたちに、どう本を好きになってもらえばいいのかというのは、本当に永遠のテーマのような気が私もしているのですが、品川区では、本当に、学校の中の図書室に行くという習慣がすごく身についているなど

いう実感があります。その後、そこからどんどん先細っていってしまうような状況へのアプローチをぜひお願いしたいと思っています。

何かご答弁があれば、お願いします。

○河内品川図書館長

ティーンズの世代に本を好きになっていただくという点です。

不読率のお話を先ほどさせていただきました。不読率が30%を超えた8年生。一方で、逆を返せば、7割のお子さんたちは、動画を見たり、ゲームをやったり、部活があつたりしても、本はしっかり読まれている。こういったところのヒントを活かしていくことがポイントかなと思っています。

読書といいますのは、やはり動画や映画とか、あるいは、少し言い方は変ですが、漫画などと違って、受け身ではなく、読みにいかないとなかなか踏み込めない世界。飛び込みやすい受け身の動画、映画などがやはりやりやすいのかなというところはやむを得ないのですが、一方で、得るものも多く、喜びも多い世界だということをしっかり発信していきたいと思っております。

11月9日にも、五反田文化センターにおきまして、T i k T o kなどでこういった本の面白みを発信されてる方もご出席いただき、若い世代の方に発信する催しなども計画しているところでございます。一刀両断みたいに格好よくいかないですけれども、皆さんに楽しさの中で読書に親しんでもらう活動を地道に続けることが、続けることが大事かなというところで、まずは当面しっかりやっていきたいと考えているところでございます。回答になっていないかもしれませんが、そういった考えでおります。よろしく願いいたします。

○西村委員

ありがとう。

○この委員長

ほかにございますでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。今まさに西村委員がおっしゃったところも、私もお聞きしようかなと思っていたのですが。

不読率、これは多分、私たちが若い頃も含めて、本を読まないということは、ずっと社会問題であつて、現在、不読率が上がっているということなのでしょうけれども、これは図書館がどんどん発信すべきことなのかどうかも、私も今いろいろ読んでいて難しいことだなと感じました。それよりも、ここに書いてあるとおり、忙しくても読んでいる子、それはやはり活字の魅力であつたり、やはり読書そのものが持つ魅力にひかれて、とめていても読みに来る子、とめていても、黙っていても、読みに来る子は一定数ずっといるのかなと。

私の娘も大学生ですけれども、41ページのワークショップ、実はこれもボランティアとして参加していました。娘を見ていて、勉強はそんなに好きではないみたいですが、本は確かに読むのです。どうして本を読んでいるのかなと思つたら、やはり好きな声優や俳優が読んでいるようなものをSNSとかで見たり、ここにもそういう内容が書いてありますけれども、そういうことをきっかけにして、同じような本を読みたいと、主体的というよりは、そういうインセンティブがあつて読み始めて、その本が面白かつたり、自分の感性に合つたりするということで読み進める。

そういったことを図書館自体が発信するという事は非常に難しいなということで、いざというとき、関心を持ったときにすごくアクセスしやすい図書館であつてほしいと強く思います。

前から申し上げているとおり、品川図書館のファンです。それは品川図書館のみならず、全ての図書館、委託先の事業者も含めて、すごくよくできているなど、私も行くと思いますし、大変お世話になっているので、なかなか望むものはないのですけれども、1点だけ伺います。

今回、この前文にも書いてありますが、特色として、今回、SDGSとかウェルビーイングというところで、取り残さないというところで、障害のあるなしにかかわらずというところが大きくとらえられていますけれども、私もきちんと全部詳細に読んだわけではないので、そこについての、今、品川図書館、品川全体の図書館が抱えている課題、端的なもの、そして、それに対するアンサーというか、これから取り組んでいく、それが全部書いてあると思うのですけれども、端的にご紹介いただければと思います。

○河内品川図書館長

まずは、ボランティアのご協力ありがとうございます。

○あくつ委員

あまり言わないでください。

○河内品川図書館長

図書館が発信すべきものかどうかというところもあるのですが、私どもといたしましては、やはりティーンズの方は同世代の方に非常に刺激を受けやすいというところも、今頃分かったのかというところもあります、よく分かってまいりました。同じ目線や同じ境遇、しっかりそういった方のご協力も得ながら読書の推進を図るところをやっていきたい。今後、よろしく願いいたします。

それから、取り残さないという点で、障害のある方、母語が日本語でない方などについても、書いてございます。どのような境遇であっても、やはり読書は人に知恵を与え、豊かにする。人間がここまで発展してきたというのは、まさに知識の伝達、情報共有ができるからでございます。普通にできることを必ずやらなければ、これは公共の責務だと思っておりますので、目が見えにくいとか、お耳が遠いとか、状況はいろいろあるかと思うのですが、そういった方につきまして、まず、道具の力を借りてというところがございますし、また、経済的な悩みを抱える方、メンタル、ヤングケアラーだとか、ご家庭で本当にお忙しい思いをされている方、そのような方にとって、図書がその方の人生について役に立つこと、救えるかもしれないというところを、そういう機会があること自体も取り残さない大きな役割だと思っております。

そういった情報発信、いらっしゃった方の相談も含めまして、一人一人がプロの図書館マンとしての矜持をもってしっかり対応していくことが、今後大切になると思われま。何となく閉塞感があって、子どもたちも公共の施設について、やはりハードルが高いなど思っているところもあると思っておりますので、そういった部分を含めまして、しっかり対応することが取り残さない上で重要なことだと思っております。今後ともご指導をよろしくお願いいたします。

○あくつ委員

ありがとうございました。

追加の答弁があれば、どうぞ。

○河内品川図書館長

すみません、言い忘れました。

よい読書環境づくりについて、33ページをご覧いただきたいと思っております。これは具体的な方法でございますがさわる絵本だとか、DAISYでありますとか、様々手法などがございます。この中のもの

も少しずつ改良、発展させ、令和7年度から始まる計画におきましては、こういったもののブラッシュアップも含めまして、しっかり取り組んでまいりたいというところでございます。具体例が漏れまして、申し訳ございません。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○あくつ委員

ありがとうございました。先ほどから申し上げたように、個人的な思い入れもあって、いつも非常に優れた取組をされている中で、またさらに、それを踏まえ、大きな視点を持って、インクルーシブな視点も持って、様々な方に対する配慮を考えるとということで、さらにすばらしい品川図書館になっていただけるのかなと思いますので、期待をしています。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(8) 品川区児童福祉審議会の開催について

○こんの委員長

次に、(8)品川区児童福祉審議会の開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、品川区児童福祉審議会の開催について、ご説明申し上げます。

お手元の資料をご覧ください。

冒頭でございますように、区は、市長の附属機関として、本年10月1日に児童福祉審議会を設置し、先日、第1回審議会を開催いたしましたので、本日は、その概要をご報告させていただきます。

開催の日時と場所につきましては、資料中の項番1、2に記載のとおりでございます。

次に、項番3、委員構成ですが、恐れ入りますが、資料の裏面をご覧ください。

こちらに記載の朝倉委員から吉田委員までの13名に対し、このたび委員の委嘱をいたしました。

また、役職等の欄をご覧くださいますと、当初予定しておりましたとおり、医師ですとか、児童福祉の専門家、児童養護施設等の施設関係者、また弁護士といった方々に委員をお務めいただいていることになったところでございます。

恐れ入りますが、資料の表面にお戻りいただき、項番4をご覧ください。

こちらには、第1回児童福祉審議会の主な内容をお示ししております。

当日は、(1)から(4)を実施いたしまして、その中で、委員長・副委員長の選出、部会の設置等が行われました。

ここで、設置された部会と主な役割について、少しご説明をさせていただきます。

①の里親部会におきましては、里親の認定の適否について、諮問を受けて答申することとなります。

②の子どもの権利擁護部会におきましては、児童またはその保護者等の意向が児童相談所の措置と一致しない場合に諮問を受けて答申することとなります。

また、③の児童虐待死亡事例等検証部会におきましては、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析および検証を行うこと。

そして、④の保育部会におきましては、保育所や幼保連携認定こども園等の設置認可について、諮問を受けて答申することとなります。

最後に、項番5でございますが、今後の開催予定でございます。

全委員で行う本会は年に2回の開催、特定の事項については各部会を開催して審議することを予定してございます。

私からのご説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

いかがでしょうか。

よろしいですか。

ご質疑はございませんでしょうか。

○あくつ委員

それでは、念のためお伺いします。

以前もたしかこの委員会でも伺ったことがあると思いますが、今回の部会の設置のところで、(3)の部会の中の②子どもの権利擁護部会について、「児童またはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合に諮問を受けて答申をする」ということになってはいますが、こういった措置について、多分保護者の意向と児童相談所の意向が一致しないということはよく起こると思うのですが、ここについて、児童福祉審議会の部会での結論が保護者の意向と沿わないという結論に達した場合には、それはこの部会から本会、福祉審議会、もう1回、本会のほうにかかって最終的な結論を出すということなのでしょうか。全員で行う本会は年2回、特定の事項については各部会ということなので、それとも子どもの権利擁護部会で出た結論をもって児童福祉審議会の結論ということで保護者のほうにはお伝えするというので、そもそもそれは伝えないということなのか、その辺りの仕組みについて教えていただきたいと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

ただいまご質問いただきました、まず部会と本会の関係でございますが、部会で議論いたしまして結論が出たもの、それが本会のほうには、部会の決定がそのまま尊重されるという立てつけになってございますので、部会の決定事項が本会の決定事項、イコールになる形でございます。

本会におきましては、各部会、その年度でこういったものがあつたという報告の場というような形になってございます。

それからもう1点の個別の審議会にかかった案件の親御さんへの伝達に関してでございますが、児童福祉審議会で一定の結論が出ましたら、その結論を担当の児童福祉士がこういった児童福祉審議会の結論がありましたということを親御さんに報告をし、ご理解をいただく、すぐにとりかかるといふふうにはいかないかもしれませんが、そういった一定の結論もありながら、そういったところを今後いろいろな材料として提示していく形になっていくかと思っております。

○あくつ委員

そうすると、今回、全部で13名の委員が名簿に載っていますけれども、里親部会、子どもの権利擁護部会など、4つの部会が書いてありますけれども、それぞれどのような形での委員の振り分けになるのか、何人ぐらいの振り分けになるのか。当然、例えば、私が今、例に挙げた子どもの権利擁護部会と

いうと、やはり現場の経験がないとなかなか判断はできないのかなというところがあります。あとは、法的な判断も必要になるかと思います。今回、公認会計士の方も入っていらっしゃいますけれども、どういった役割を果たすのかということも含めて、ごめんなさい、公認会計士が云々ではなくて、そういった専門性がかなり問われるような判断が必要になるのかなというところなのですけれども、どういう振り分けをお考えになっているのか、そこを詳しく教えてください。

それと、例えば、今までの経験値からいうと、さっきから言っている子どもの権利擁護部会、措置と一致しない場合、「特定の事項については各部会にて審議する」となっているのですが、年間で何件ぐらいを想定されているのか教えてください。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、13名の委員の振り分けのほうからお答えさせていただきます。

お手元の名簿をご用意いただけますでしょうか。

全員で13名いる中で、まず、権利擁護部会には5名の方が入っていただくことになりました。お名前を申し上げますと、敬称略で言います。朝倉、泉谷、大澤、大竹、佐賀、この5名です。次に、里親部会が、こちらも敬称略で、加藤、黒田、野村、宮島、横堀。そして3つ目、保育部会が、村上、森井、吉田、この委員の方々の振り分けというか、陣容となっております。

それで、どのような形でそれぞれ、この委員会に入っていたかというところがございますが、まず、保育部会が、保育の設置認可に関わるところで、ここは保育の専門家、または公認会計士ということで入っていただいています。

権利擁護部会と里親部会につきましては、両方に弁護士が1名ずつ入っていただいております。また、児童福祉施設の勤務の方も両方に入っていただき、学識経験者もそれぞれに入っているというところがございます。

また、唯一の医師でいらっしゃる朝倉委員につきましては、権利擁護に関連して、子どもから意見を聞くうえで精神の状態、そういったところも大きく、関連してきますので、朝倉委員はこちらに、権利擁護部会に入っています。

そのような趣旨で、今回、委員の委嘱をさせていただきます。

それから、それぞれの部会における想定の数でございますが、まず、権利擁護部会に関しましては、子どもから声が上がってきた場合は、すぐに開けるようにということで、月に1回定例で実施を予定してございます。ただし、案件がなければ流会となります。

それから、里親部会に関しましては、おおむね2か月に1回の開催の予定をしておりますが、こちらにつきましても、案件がない場合は流会となります。

里親も手を挙げていただいてすぐに認定ということにはなりませんので、実施の回数としては、できる回数は2か月に1回置いていますけれども、実際の回数はもっと少なくなるというふうに想定しております。

死亡事例等検証部会につきましては、発生してしまった場合に臨時というか、随時開催という形で考えてございます。

○あくつ委員

想定した形での委員会、想定内の形と、あとは、その頻度についても、ああ、なるほどなという感想でありました。分かりました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(1) 議会の議決を欠いた契約に関する調査結果について

○こんの委員長

次に、再度、予定表の順番を入れ替えて、(1)議会の議決を欠いた契約に関する調査結果についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○柏木学務課長

それでは、議会の議決を欠いた契約に関する調査結果についてご説明をいたします。

本件は、先月開催されました決算特別委員会において、教師用教科書、指導書の購入およびその他の契約に関わる議会の議決の有無に関する質疑を受けまして調査を行った結果について、ご報告するものになります。

結果といたしましては、議会の議決を欠いた契約があったことが判明いたしました。初めにお詫びをさせていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

それでは、資料について説明をさせていただきます。

1、調査内容です。

(1)調査目的ですが、品川区では、予定価格が1件1億8,000万円以上の工事または製造の請負契約、また、1件4,000万円以上の動産の買入れ等の契約については、議会の議決を必要としておりますが、この議会の議決を欠いた契約の有無について確認を行っております。

(2)調査対象です。

契約書類の保存年限を基に、経理課が発注する工事や物品の契約については10年分、主管課が発注する契約、こちらは学務課だけではなくて、品川区役所の全ての課が対象になってございますが、こちらについては5年分を調査対象としております。

次に、2、調査結果でございます。

(1)に記載のとおり、動産の買入れ2件について、議決を欠いた状態で契約を行っていたことが判明しております。

具体的には、(2)に記載のとおりでございますが、アでは、令和2年度に6,374万6,850円、イでは、平成27年度に4,155万7,719円で、いずれも東京教科書供給株式会社と結んだ教師用指導書他の契約でございます。

(3)で、このような状況となった原因といたしましては、管理職職員を含む担当職員の認識不足というほかなく、予定価格が4,000万円以上の動産の買入れについて、議会の議決を要するという認識が欠如していたもので、この事態については深く反省をしております。

次に、3、本件契約の取扱いについてですが、令和6年第4回定例会に、今回判明しました2件について、追認の議案を提案したいと考えてございます。

次に、4、今後の対応です。

再発防止策としましては、以下の4点を検討してございます。

(1)研修等による制度の周知。

(2)契約事務規則改正と書いてございますけれども、こちらは当該契約事務規則を学務課に委任している規定を削除して、経理課で行うようにする改正を考えてございます。

(3)予算編成時に議決を要する案件を確認し、進行管理を行う。

(4)システム処理時に予定価格に応じた議決の必要性を確認できるようにするものです。

これらの取組を進め、再発防止に努めてまいります。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、今回の調査についての報告資料となります。

本件については、契約を所管します経理課、対象事業を所管する学務課ともに重大な事態であると認識しておりまして、総務課のコンプライアンス推進担当に対し、事案の概要および経緯、調査の実施および結果、再発防止策の検討状況について、適時、報告をしてまいりました。本資料は、コンプライアンス推進担当において調査結果としてまとめられたものになります。

また1枚おめくりいただきまして、これ以降、ページにつきましては調査報告のページ数で言わせていただきたいと思いますが、調査報告の2ページ目、1、事案の概要および経緯についてです。

2段落目になりますが、小・中学校の児童・生徒が使用する教科書は、国の制度により無償で配付されますが、教師が使用する教科書、指導書については対象外のため、区が購入しています。該当する契約は、4、5年ごとの教科書採択に伴う購入の契約になります。

3段落目、教科書および指導書は、冊子形態のものと、デジタル形式のものがありますが、冊子形態のものは動産であるため、4,000万円以上の契約は議決が必要であり、下の表にあります2件について、議決を得ず購入したことが判明しました。

3ページ目の2、契約の方式についてです。

教師用教科書、指導書は、東京都が選定した取次供給所以外からは購入できず、品川区は東京教科書供給株式会社と購入契約を締結しています。

2段落目になりますが、なお書き以下ですが、令和2年度、令和3年度のデジタル教科書の契約は、当時、デジタル教科書の供給の仕組みが制度化されていなかったため、他の事業者を選定し契約をしております。

3段落目、契約に関する事務は、令和2年度は学務課、平成27年度は経理課が行っております。

こちらですが、令和2年度に契約事務規則が改正されまして、教師用教科書、指導書の購入の契約に関する事務を学務課長に委任したためです。

次に、3、事態発生の原因でございます。

(1)、こちらは先ほど説明したとおり、法令についての認識を欠いていたものです。

(2)、上記の2、契約の方式についてで説明したとおり、令和2年度に契約事務を所管課長に委任したため、契約担当課である経理課のチェック機能が働かなかったことが原因と考えられます。

次に、下段になりますが、4、教師用教科書、指導書の購入にかかる議会の議決の有無、過去の状況およびその他の契約の確認についてです。

(1)学務課の契約、次のページ、4ページ目になります、(2)経理課の契約、(3)本件以外の契約、こちらについて、それぞれ文書の保存年限をもとに確認し、ご説明したとおり、2つの契約以外に、議会の議決を経っていないものはありませんでした。

次に、5、再発防止に向けた取り組みについては、先ほど説明した4点について、経理課が中心となり全庁で取り組んでまいります。

最後に、6、本件に関する受け止めおよび今後のコンプライアンス推進についてです。

本件については、法令についての認識を欠いたことや、契約担当課のチェック機能が働かなかったことで議会の議決を得ないという違法な契約を行ったことにより、区政に対する区民の信用を失墜させる結果を招いたことを大変重く受け止めています。

今後、契約事務の総括を行う企画経営部を含む全庁において、再発防止に向けた取組を実施します。また、コンプライアンスの推進を行う区長室において、全庁的なコンプライアンス推進の取組を実施してまいります。

5ページ目以降につきましては、今回の調査に係る内訳になりますので、ご参照いただければと思います。

今回の問題につきましては、改めて深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に向け、全庁で取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上となりますが、改めて申し訳ございませんでした。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

いかがでしょうか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。1つだけ。すみません。

2ページの3段落目で、括弧の中、デジタル形式のものについては云々、動産にはあたりませんとあるのですが、これは何を基にこういった記述がされているのかだけお尋ねします。

○佐藤経理課長

デジタル教科書を別の契約にしているところのご質問かと思えます。本件で言いますと、デジタル教科書に関しては、いわゆる使用料として、歳出の節で支払うものであるというふうに整理しております。

というのは、デジタルソフトを使用する権利を購入するということで整理しておりまして、使用料で支払う。そうしますと、契約上も物品、いわゆる本の教科書ですと、納期を定めて納品してもらうという形になりますが、デジタルのソフトですと、一定の期間、そのソフトを使用する権利を購入するという形になりますので、それぞれ分けて契約をしているということでございます。

○高橋（し）委員

その説明は、何を基にしてお話しされているのですか。

○佐藤経理課長

歳出をどの節で分類するかというところについては、いわゆる行政実例等の参考にする書籍がございますので、そういったものを基にしまして判断しているところでございます。

○高橋（し）委員

ありがとうございます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

○あくつ委員

私も1点だけ教えてください。

この調査報告の4ページのただいまの結論のところなのですが、6番のところ、

議決を経ないという違法な契約を行ったことにより」ということがあるのですけれども、違法な契約を行ったということでのその違法、いわゆる法律、条例、政令、何にこれは違反をしたのでしょうか。根拠法令を教えてください。

○柏木学務課長

地方自治法で、第二百四十三条第二項に、財産の売却譲渡および貸与、工事の請負および労力その他の供給に関する普通地方公共団体の議会の議決で条例で定める、特に重要なものについては、出席議員の3分の2以上の同意を得なければならないというものがございます、それによって区の条例が定められております。

ですので、根拠としては、こちらの地方自治法の第二百四十三条、これに違反しているという考えでございます。

○佐藤経理課長

その規定も契約に関しての規定ではあるのですが、今回の場合は、地方自治法の第九十六条に議決事件というものがございます、普通地方公共団体の議会が議決すべき議案が幾つか述べられております。その第八号に、条例で定める財産の取得について処分をすることとなっております。

それを受けまして、地方自治法施行例の中で一定の金額以上の動産の買入れについては議決が必要という規定になっておりますので、そのような体系になっております。

○あくつ委員

ありがとうございました。

原因について、今回、違法な結果になって、改善というか、これからの再発防止策が示されたということですが、今回、決算特別委員会等でも指摘もあり、確認もあったということですが、これは各自治体において、今、どれぐらい発生していることなのか、それも一応、もしかしたら決算特別委員会の質疑の中であったのかもしれないのですけれども、これは参考に把握している範囲で教えてください。

○柏木学務課長

今回このように議決を欠いた契約、うちと同様のものですが、報道ベースにはなりますけれども、13自治体はあるというふうに把握はしてございます。

○あくつ委員

しつこくてごめんなさい、ありがとうございました。

報道ベースということなのですけれども、そうすると、原因については、今回、品川区から示されたような原因が主だったのか、また、何か特筆すべきような原因があったのか、その辺りも参考に教えてください。

○柏木学務課長

私どもで確認している限り、原因は、我々と同様の認識が欠けていたという部分が多く見られます。

○あくつ委員

ここからは意見ですけれども、違法な事態というのは、地方公共団体、一般の民間でもあってはいけないことなのですが、地方自治体としては、あってはならないことであるということで、ここの結論にも書いてありますけれども、再発は絶対にしてはいけないということで確認をさせていただければと思いますし、また万が一こういうことが起きると、これはもう恐らく追認というわけにはいかない事態になると思いますので、そこについては、ここに書いてある再発防止の施策を確実に、そして、年月を経ても引き継がれるような形でお願いしたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○山本副委員長

では、私からも1点。

この調査報告書の4ページ、5番の再発防止に向けた取組について確認させていただきたいのですが、(4)「財務会計システムの処理時に、一定金額以上でメッセージを表示する等、予定価格に応じた議決の必要性が確認できるようにします」ということは、具体的には、何かアラームとかが出て注意喚起がされるということを想定されているのか、もしくは、決済ができないような形になるのかというところで、どのような形になるのかということをお聞かせください。

○佐藤経理課長

委員ご指摘のシステム上の防止策の部分ですが、デジタル推進課と調整中ではありますが、現状で、一定金額の購入に関して、各課の課長に事務を委任しているのですが、まず30万円なのですが、それを超える場合は、執行が委任額より上回っていますというメッセージが現状でも出ておりまして、今考えているのは、それに加えて、4,000万以上であれば議決が必要という形で注意喚起するというメッセージが出ることを考えております。システム上、止めることも考えてはみたのですが、かなり大規模なシステム改修が必要になりますので、時間と金額もかかるということで、比較考量して、そういったメッセージを出すことを考えております。

○山本副委員長

ご説明ありがとうございます。システムで引かかるようにすると、コストが非常にかかるということで、今のアラームということで理解いたしました。

やはり人が進めていくとなると、どうしてもヒューマンエラーは中には出てきてしまう、人も入れ替わっていく中で逆になってしまうというところがありますので、システム上で、できるだけ防げるような仕組みをしていただきたいと思いますし、出たものが結構形式的になって飛ばされることのないように、そこは両面で、今後の再発が起らないように努めていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時04分休憩

○午後3時20分再開

○こんの委員長

休憩前に引き続き、文教委員会を再開いたします。

2 所管事務調査

困難を抱える子育て世帯への支援について

○こんの委員長

次に、予定表の2、所管事務調査を議題に供します。

本日は、7月2日の委員会において決定いたしました所管事務調査項目のうち、困難を抱える子育て世帯への支援についての調査を行ってまいります。

まず、理事者より、資料に基づきご説明をいただき、その後、ご質疑、ご意見等をお願いしたいと思います。

それでは、本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○染谷子ども家庭支援センター長

困難を抱える子育て世帯への支援のうち、ヤングケアラー支援の現状と課題について、私のほうから説明をさせていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

まず、こちら、現状というところに書かせていただいておりますとおり、区におけるヤングケアラーの実態把握のため、令和5年9月にヤングケアラーの実態調査、アンケート調査として、区内在住の小学4年生から高校3年生相当を対象に、学校や家庭での生活や、家族の世話の状況など調査を行いました。

調査の結果、こちらに5%から8%と記載をさせていただいておりますが、小学生で8.0%、中学生で5.2%、高校生で5.0%の方が家族の世話をしていると回答をしているという状況です。

また、そのうち約3割は、「つらい」と感じるがあると回答しており、「自分の話を聞いてほしい」、「食事を作ってほしい」、「勉強を教えてほしい」、「将来や進路の話を聞いてほしい」などの支援を求める声があることを確認しております。

これを受けまして、令和6年度の取り組み状況でございます。

大きく分けまして、まず左側の相談体制の構築、それから、右側上の直接的支援の実施、右下の普及啓発に分けて支援を展開しているところでございます。

左側の相談体制の構築について、まずご説明をいたしますが、1つ目がヤングケアラーコーディネーターの配置でございます。

こちらは令和5年4月から実施をしております、全国でも珍しい元ヤングケアラーのコーディネーターを配置しております。当事者の悩み相談や、関係機関への助言を行うということで、令和6年度におけるコーディネーター対応件数といたしましては17件、それから子ども家庭支援センターとして把握している件数として64件となっております。

なお、この上の17件につきましては、コーディネーターのみが対応している件数で、下の64件についても、子ども家庭支援センターの職員とコーディネーターが共同で対応しているというケースになっております。

次に、SNSを活用した相談窓口の開設でございます。

ヤングケアラーサポートLINEですが、ヤングケアラーやその保護者からの相談、元ヤングケアラーの相談スタッフとのチャットのほか、体験談やイベント情報を配信するというので、こちらは、相談件数37件とありますのは、令和6年度中、継続して相談をお受けしている件数になっております。その下の登録数についてはLINE登録数で、201件となっております。

先ほどご説明しました実態調査の中でも、SNSなどLINEで気軽に相談できるツールに関するニーズが確認できているところでございます。

次に、タブレット版ヤングケアラー相談ツールでございます。

こちらは、区立の学校の小中学生に貸与したタブレットから子ども家庭支援センターへの相談ができ

るという内容のものになっておりまして、相談内容を学校と共有し、コーディネーターが面接等を実施しているものになりまして、相談件数としては8件となっております。

こちらは、先ほどご説明したLINE、こちらが活用できないスマートフォンを持たないようなお子さんについて、比較的若い年齢層になるかと思うのですけれども、その相談を受けるためということで、より幅広く相談を受けられるようにということで、令和6年2月に導入したものになります。

そのほか、キャリア相談ですとかピアサポート、こちらは「しながわケアラーズ喫茶」というふうな名称で相談の体制として実施しておりまして、ピアサポートにつきましては、2回実施に加え、11月16日に第3回目の実施を予定しております。

以上が相談体制に関する説明になりますが、まずは、関係性を持ち、信頼関係を築くという意味で、相談体制の整備ということを先行して実施してまいりました。その上で、個々のヤングケアラーの置かれる状況に応じて、右側の直接的支援を子ども家庭支援センターにおいて、支援計画、対応方針を作成し、導入を進めているところでございます。

こちら、導入に当たっての視点といたしましては、子どもの権利、教育を受ける、それから休んだり遊んだりすることもそうですし、健康で日々暮らす、そういった視点を持って導入の決定をしているところでございます。

それぞれの内容について、ご説明をさせていただきます。

まず、配食支援につきましては、週2日程度、家族分の夕食または昼食を無料で提供し、ヤングケアラーの負担軽減、その後の支援につなげるということで、配食数は、現状、3家庭、延べ168食となっております。

こちらは関西でヤングケアラー支援が先行している自治体の事例などを見ていると、後ほどご説明しようと思っているのですけれども、訪問支援は、ご自宅に人が入るという関係があるところで、ご本人やそのご家庭に多少抵抗感があるという中で、この配食というのは、お弁当を玄関先にお届けして様子を確認させていただくということで、支援の入り口としては非常に有効ということで、こちらをきっかけに、その他の直接的な支援を入れていきたいというふうに考えているところです。

その右側が学習支援になります。訪問型学習支援により、ヤングケアラーや若者ケアラーといわれる方たちの学習機会を提供するというものです。

また、長期休暇中には、課外学習などの場も提供するというので、実施件数としては2回、学習イベントは1回という状況になっております。

今後、オンライン、オンデマンドなどの学習ツールの導入ですとか、それから、ヤングケアラーのレスパイトといったものと組み合わせた学習支援、それから、体験格差を解消するための体験型学習の充実などを行っていきたいと考えております。

左下、通訳派遣につきましては、通院や手続等に同行する通訳を派遣し、日本がルーツでない家庭で通訳を担っているヤングケアラーの負担を軽減するというので、こちらは令和6年10月から開始ということで、現在、始まったばかりとなっております。

それから、訪問支援です。こちらは支援員が家庭を訪問し、ヤングケアラーの担う食事づくりや掃除などの家事、家族などの世話や見守り、送迎などを支援するという内容になっております。

こちらはまだ導入実績としては件数が少ないところがございますが、今後も増やしていきたいと考えております。その中で、引き続きヤングケアラーの置かれている状況や個々のニーズを丁寧に把握し、必要な支援を積極的に入れていきたいと考えております。

最後に、普及啓発でございます。研修会の開催ということで、こちらは区の職員に限らず、区内の私立中学校、それから教職員、障害児者相談支援事業所などを対象に実施しているところでございます。

それから、リーフレットの配布として、ポスター、カード、区民向けリーフレットについて、区内施設のほか、商業施設ですとか、ポスターについては駅に掲出をさせていただくなどして普及啓発を行っているところでございます。

現状このような取組を通じまして、高齢者部門、介護部門との連携により、実際にケア負担が軽減し、不登校の状況が改善したお子さんも出てきておりますので、一定の相談支援の効果が出てきていると考えているところでございます。

最後に、一番下段の今後の課題でございますが、1つは、ヤングケアラーの問題は表面化しづらいという側面があり、予防的な取組が必要であるというところ。

それから、自身の進学や就労に関する選択の時期にある一方、ケア負担や責任が重くなる若者など、比較的年齢の高いケアラーに対する支援の強化が必要である。

この2点について、今後の課題として現在とらえているところでございます。

○飛田子育て応援課長

それでは、2枚目をご覧ください。

私からは、子ども食堂とガバメントクラウドファンディングについて、ご説明いたします。

まずは経過についてです。

平成28年度より、「子ども未来応援プロジェクト」を、子ども・若者計画における重点課題として位置づけ、子育て応援課では、「子どもの食の支援事業」の充実を図っているところです。

子ども食堂への支援の目的としましては、地域や企業、ボランティアから自発的に始まった子ども食堂を支援していくことで、地域における子どもの居場所づくりや子育て世帯への食の支援をしております。

子ども食堂は、平成24年に大田区の八百屋さんから始まったと言われております。品川区では、平成27年に、現在でも子ども食堂を運営されていますクロモンこども食堂が第1号として運営を開始いたしました。その後、全国的にも、区内でも子ども食堂が増え、クロモンこども食堂へも開設したい人が見学に來たり、企業からの寄附などのお問合せがあり、一人ではいろいろ対応はできないということで、調整する場や子ども食堂同士の交流する場がないかという相談がありまして、平成29年に子ども食堂ネットワークを設立いたしました。

子ども食堂ネットワークが区内の各子ども食堂のパイプ役となり、情報の共有や寄附の調整支援を行ったりすることとしております。

その年の6月には、子ども食堂の周知啓発活動を図るため、子ども食堂フォーラムを開催したり、令和元年からは運営費の補助を行ったりしております。

令和4年度には、コロナ禍の最中でも運営に試行錯誤をしている子ども食堂に対して、フードパントリー活動の追加支援を行いました。

子ども食堂の数も増え、令和5年には39か所となっております。

今後の課題としては、朝食支援もしてほしいという声も聞かれるようになっておりますので、運営者や支援事業者と協議していく必要があると実感しております。

続いて、右側、ガバメントクラウドファンディングを活用した子どもの食の支援でございます。

こちらは、ひとり親家庭への継続的な食の支援を通じ、就労支援や学習支援など、パンフレットを同

封して自立支援につなげております。

財源は、ふるさと納税を活用しまして、地域の理解や企業参加を推進しているところです。こちらは、しあわせ食卓事業で、令和元年から開始しました。内容や対象は記載のとおりです。年々周知が広がり、目標額を達成することができておりますので、今年度の目標額は、昨年の500万円から700万円に上げております。

今後の課題としましては、引き続き、区民や企業の理解、協力を得て、継続的な食の支援をしながら自立支援を推進したいと考えております。

○柴田子ども施策連携担当課長

私からは、最後に、資料右下にございます子ども若者応援フリースペースにおける子ども・家族への支援について、ご説明申し上げます。

まず、経過の部分をご覧ください。

本事業は、平成28年度より実施しているもので、区内の子育て・子ども・若者支援を行うNPO団体がネットワークを形成し、生きづらさを抱える子ども・若者の居場所づくり、自立支援の事業としてスタートしたものでございます。

次に、本事業の内容でございますが、主に4つございます。

1つ目は、子ども・若者が自由に安心して過ごせる居場所の設置、2つ目は、複雑な悩みを抱える本人や家族への相談対応、そのほか自立に向けた若者社会体験プログラムや、家族支援懇談会などを実施しております。

事業の主な対象は、生きづらさを抱える子ども・若者と、その家族となりますが、年齢による制限はなしとしております。

実施場所は、西品川にあるファミリーユ西品川というマンションタイプの区民住宅で、そちらの4室を活用しております。

そして、実施の日時でございますが、平日は週5日間で、10時から19時となっております。

利用実績は、資料に記載のとおりでございますが、1日当たりの利用人数になりますと、毎日平均15人から20人の利用があるという状況でございます。

最後に、今後の課題でございますが、開所以来、利用者数が増えている状況にありますので、それに応じた環境の整備ですとか、利用者を支援するメニューの充実を図っていきたいと考えているところでございます。

○こんの委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑、ご意見がございましたら、ご発言願います。

○西村委員

ご説明ありがとうございます。何点か伺わせていただきたいと思います。

まず、ヤングケアラーなのですけれども、LINEですとかタブレットとか、様々なところから声をしっかり受け止めていただいているということに、まずは感謝申し上げたいなと思っておりまして、この取組がなければ、子どもたち、また、若者ケアラーの方の声は発見することができなかったのだろうなというふうに、改めてこの数字を見させていただいて思っています。

実際の年齢層が見えてきませんので、ピアサポート、まずは、しながわケアラーズ喫茶のほうで、実際に当事者同士で会話をする、話をするというような場にいられている方々が、どれぐらいの年齢層な

のかということ伺いたと思います。

また、学習支援、通訳派遣、訪問支援、この3点に、実際どういう方がその支援に出向いておられるのかということも伺えればと思います。

○染谷子ども家庭支援センター長

まず、ケアラズ喫茶の年齢層に関するご質問でございますが、こちらは令和5年度から実施しております。令和6年度につきましては、第1回が6月30日ということで、年齢層については、18歳未満とそれ以上という区分で分けた場合については、大半が18歳以上の方に来ていただいております。

先ほど、実際に比較的年齢の高いケアラーに対する支援が1つ課題というふうにお話をさせていただいたのですが、まさにこういった場に若者ケアラーと言われる方たちに来ていただくことで支援につなげていきたいと考えておりますので、非常に有効な手段であるというふうと考えております。

学習支援につきましては、こちらは委託で事業をしているものではあるのですが、もともと他区で、いわゆる生活困窮者向けの学習支援などを実施していたことのある事業者をお願いさせていただいておまして、学習支援とあわせて、いろいろ生活上の書類など、そういった生活支援の部分も含めて実施していただけるということで、今、お願いをさせていただいているというところでございます。

○西村委員

学習イベントというものも9人も来られていて、これほどのようなものだったのかということ伺いたいなと思っております。

課題のところで、予防的な取組が必要であると書かれていて、ヤングケアラーの問題を予防するとは、どうしていくのかというところを、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○染谷子ども家庭支援センター長

学習支援における学習イベントにつきましては、今度は、先ほどのピアサポートとは逆でして、皆さん、年齢の若い子たちで、若いといいますか、小学生ということで実施させていただいておまして、内容としては、夏休みの期間に実施したのですが、いわゆる食品サンプルみたいなものを作って、それを学校に夏休み明けに提出できるようなものとして作れないかというところを目的に実施させていただきました。

それからあと、予防的な支援というところの困難さというお話ですが、まさに1つ大きな課題であると考えておまして、これがなかなか表面化しづらいというのは、以前、少し決算特別委員会の際にもお話をさせていただいてはいるのですが、なかなか相談をするというところに至るまでの期間が、本人ですとかご家族に自覚がないまま、いつの間にかケア負担が重くなっていてというようなことがあったりという部分があるかと思っております。まずはヤングケアラーというものに対する認知度を上げていくことも予防的な支援の1つとして重要であると考えておまして、今後進めていきたいと思っております。中には、いわゆる分かりやすい漫画とかでもいいと思うのですが、そういったもの活用して学習教材を学校で使っていただけるように整備するですとか、そういった取組を進める中で、ヤングケアラーというものの自体、認知をしていただいて、決してそれが悪いことではないという前提の下、ご本人に置かれている状況がヤングケアラーであるというところに気づいていただくことを早い段階でやっていくことによって、予防という取組が進められるのではないかと今考えているところです。

○西村委員

学習イベント、子どもたちにとってはすごくよかったのではないかなと思おまして、特にそういった食玩をつくるみたいな楽しいものであれば、ぜひこれ、夏休みに継続して複数実施してあげられるとい

いなというふうに思いました。食に困っているのか、言語に困っているのか、学習に困っているのかというのは本当に様々なのだと思うのです。それに合わせて直接的な支援を幅広く用意していただいているので、これからヤングケアラーコーディネーターの方々もお若いですし、そういった発想から、いろいろな取組が声からできていくということを期待しております。ありがとうございます。

○この委員長

ほかにいかがでしょうか。

○あくつ委員

ご説明ありがとうございました。ヤングケアラーのところからまず伺いたいのですけれども、ヤングケアラーサポートLINEについて、ともだち登録数201人、ヤングケアラーやその保護者からの相談にのるものです。実は私も登録させていただいているのですが、これ、本当に私、毎回拝見して思うのですけれども、やはり当事者ならではの本当に温かいというか、包み込むような内容、寄り添った内容が、押しつけがましくない内容が定期的に、かなりの回数で届く。すごく考えられていて、私も見るたびに、毎回これはすごいサポートLINEだなというふうに思っています。

先ほどの相談件数37件のご説明の中で、継続的に行っているというようなご説明があったのですけれども、継続的という意味はどういう意味なのか。ヤングケアラーサポートLINEを通じて個別のご相談があった方を、こちらの相談スタッフ、事務局の方が把握して、ある程度、個別にやり取りをしているという意味なのか、継続的というところの意味を教えてくださいたいことが1つ。

それと、右側の直接的支援の実施で、通訳派遣というところのご説明がありました。令和6年10月から開始ということになっていますけれども、日本語がルーツではない家庭でというところのターゲットなのですが、これはやはり今まで、どこか予算等の説明があったのかもしれないのですけれども、いわゆる日本国籍ではない、もしくは日本国籍であるけれども日本語が堪能ではないご家庭の課題というものを、何か品川区として把握して、ニーズとしてつかんでいらっしゃるから、こういうことになっているのか、その辺りの実態を教えてください。

○染谷子ども家庭支援センター長

まず、ヤングケアラーサポートLINEの件についてお答えをさせていただきます。

まず、内容について、登録いただいて、お褒めいただいて、非常にありがとうございます。

継続的というところの説明ですけれども、この37件については、これは令和6年8月末時点での数字でお示ししているものではあるのですが、いわゆるチャットでのやり取りをずっと継続して実施している件数が、8月末時点で37名いらっしゃるという考え方になりまして、今、委員のお話の中にありましたとおり、このLINEを通じて、実際にコーディネーターが対面で相談に乗るといったケースも中には出てきております。

それからあと、通訳派遣についてのニーズに関してでございますが、こちらについても、実際に、まだ導入に至っていないところがありますけれども、子ども家庭支援センターで支援をさせていただいてるご家庭の中に、やはりそういった通訳派遣が必要であろうというご家庭のニーズはありますので、受入れですとか調整の部分の話はあるかと思うのですけれども、必要というふうにこちらで判断をさせていただいておりますので、ご家庭と、お子さんとお話をさせていただきながら導入を進めていきたいと考えているところでございます。

○あくつ委員

ヤングケアラーサポートLINE、毎回、私はヤングケアラーでもないし、申し訳ないですけれども、

ヤングケアラーではなかったし、その保護者であるという自覚はないのですけれども、いつでも相談してねという雰囲気物がすごく伝わってくるし、アドバイスもすごく具体的、当事者でなければ多分分からないような、手をこうやってこすり合わせると温かいよぐらいの、それだけでもすごく、言い方は申し訳ないのですけれども、庶民的というか、誰でも実践できるような内容で、だけど、本当に友達が隣にいてくれるような内容でした。さっき継続的にやりとりされているということで、中には対面に至ったというお話もありましたけれども、この37人という数は、私はすごく宝の数字だと思います。子ども家庭支援センターのほうで受け入れている方たちも当然いらっしゃるかと思うのですけれども、一人でも二人でも、本当にここでつながれたということ、非常にハードルを低く設定してあって、上手にできているなというか、私は本当にそう思っているのです、これはぜひ応援したいなというところで質問させていただきました。これは人数ではないと私も思っています。これは人数が多いとか少ないではなくて、本当に一人でも二人でも、どこかでつながっていれば、その人の人生がこれから変わっていくと思いますので、これは非常にすばらしい取組だと思っています。

通訳派遣ですけれども、個別の案件をそちらのほうで把握をされていて、ニーズがあるというご答弁でした。これも人数ではないと思いますし、これによって救われるヤングケアラーの方がいるのであれば、どんどんやっていただきたいと。これがいわゆる英語とか中国語とか、そういう割と一般的な言語ではなくて、本当にレアな少数民族の言語みたいなものであったとしてもやっていていただきたいです。例えばウクライナの方もそうでしたけれども、私も通訳を頼んだことがありますけれども、ものすごいお金をとられるのです。ですので、ぜひこれは、品川区として、そこは寄り添った対応ということで、効果的であるのであれば、ぜひ進めていってください。

ヤングケアラーについては以上です。

○こんの委員長

どうぞ。

○あくつ委員

大丈夫です。その後、ほかでもう1回やらせていただければ。では、こちら質問してしまっているのですか。

○こんの委員長

はい、質問してください。どうぞ。

○あくつ委員

長くなってしまいますけれども。

もう1つのほうの子ども食堂、ガバメントクラウドファンディング、フリースペースのほうですけれども、こういうものにまとめていただいてありがとうございます。先ほど、冒頭にご説明のあったとおり、2015年に北品川でクロモンこども食堂がオープンして、その前ぐらいに大田区のだんだんというところで近藤さんという方が、それまでもいろいろ子どもに食を提供しているというサービスはあったのでしょけれども、いわゆるこども食堂を日本で一番最初に名付けたのが、だんだん。それを見た北品川の子ども食堂、取りあえず何が何だか分からないけれどもやってみようということで始められた。私はたまたま地元がそこだったので、始められてすぐに、私もよく分からないけれども、取りあえず入ってみようということで入ってみて、2016年には、私が文教委員会の委員長のときに、文教委員会として、子ども食堂を全員で訪問させていただいて、あとは理事の方にも来ていただいて、みんなで実費でお金を出して、皆さんにどういうものを提供されているかということも食べた。そのようなこ

ともありました。高橋しんじ委員もそのとき委員としていらっしやった。それで、その翌年度にこのネットワークができたということで、私も記憶を非常に強く持っているところです。

ネットワークの在り方という点で言うと、いわゆる社会福祉協議会の中にボランティアセンターというところがあって、そこにネットワーク事務局を置くという、品川区は先進的にそういうやり方をとられている。これは品川区の場合は非常に上手にうまくいって、子ども食堂の方が主導権をとって、がんじがらめにしない形でやってきています。子ども食堂は、民間ですから、今、40件にもなりましてけれども、そういったところで非常に上手に、緩やかにネットワークを組んで、区役所がそれを縛るのではなくて、皆さんを守るという形でやっていただいているという、いわゆる全国的な本当にモデル的なこういうネットワークを構成されたということは非常に評価をしたいと思います。

この一番下のところの今後の課題、子どもの朝食支援というところ、まさに子ども食堂の中でも、今、トライをされているところがあるかと思えます。私も何回かお手伝いしたことがありますけれども、これは子ども食堂をご覧いただいた方は分かると思うのですが、子ども食堂というのは別に貧困対策でやっているわけではないので、いろいろな意味を持って孤食を防ぐとか、みんなでわいわい楽しくご飯を食べましようという、そういったフレーズでやっていますが、来る方は、見ていると、やはり困難を抱えていることが明らかな方たちがたくさんやはりいらっしやいます。そういった中で、朝食のことにについては、子ども食堂関係者の方も、今、非常に懸念を持っていて、そういった運動というものをされていらっしやるところもあります。

そうした中で、品川区としては、子どもの朝食支援について、運営者や支援企業と協議をしていく必要がある。ある子ども食堂では、まさに企業と相談をして、朝配るというのは、かなり困難だということなので、夜の段階で、一般のフードパントリーをする際に、例えば総菜パン、悪くならないようなものをお配りして、これを朝食べてくださいという形で、支援企業から提供を受けたような惣菜パンをお配りをするような取組をされています。

品川区としては、今どのようなことを支援企業とお話をされて、今後、方向性としてどういったことを構築を考えていらっしやるのか教えていただきたいということが1つ。

それと、今回、我々、行政視察で、関西のある都市の子ども食堂ネットワークと、子ども食堂の取組を視察してまいりましたけれども、その自治体では学校で子ども食堂を2か所やっていたらいいなという目標がありました。これは今後、やはり子ども未来部門だけではなくて、教育委員会、同じ委員会の中で話を聞き、問題意識も共有していただいているので、こうしたことも含めて、学校側、教育委員会側との連携も、私は、こうした困難を抱える子育て世帯の支援についてと、子育てに対する支援ということでは絶対に不可欠になってくると思うのですけれども、その辺り、この前のお米プロジェクトのときには、残念ながら、学校の中でそれを周知したところ、全くしなかったところ、しなかったところが多いと思うのですけれども、この委員会の中で事前に報告があり、教育委員会の方もお聞きになっているにもかかわらず、そういった事態があったということで、来年以降はしっかり学校からもお伝えしてくださいねということ、たしか決算特別委員会でも申し上げましたが、そういったところの連携について、どのようにお考えになるのか。これは子ども未来部門と教育委員会、どちらからの見解も伺いたいと思います。

○飛田子育て応援課長

今、朝食支援ということで、委員おっしゃるとおり、一部の子ども食堂で企業と一緒に協力してやっ

ているところです。区としても、その中に、どうかうまく支援ができないかというところで話し合っております。ただ、今行っているところは、1つのこども食堂なので、朝食支援の物の搬入とかはうまくいっているのですけれども、今後、広げた場合、そこに支援をいただいた朝食のパンとかをどうやって各子ども食堂に分ければいいとか、そういうところも懸念になっていまして、実際に企業とも話し合いながら、ゆくゆくはうまく各子ども食堂、また、朝食支援をやっていただいているところ、声をかけて広げていきたいのですけれども、課題がやはり幾つかありますので、協力していただく企業、また子ども食堂とも話し合っているような段階でございます。

あともう1つ、学校との連携というところですが、今後も、何かしら子どもの食の支援というところであればというふうに考えていますので、そのところは子育て部門、また教育部門にまたがることもありますので、協議していく必要があると考えております。

○船木庶務課長

ただいまの委員のご意見のように、子どもの食の支援というところもそうですし、いろいろ子ども部門とか教育部門ということのみならず、連携がとれるところは連携をとってというところで、どういった連携をとることによって、各事業なり、そういった取組がより効果的なものになるかというところもあろうかと思っておりますので、そこら辺はまた連携をとりながら、情報等も共有をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○あくつ委員

これも何度も言っている話ですが、しつこく申し上げるのは、まず私が委員長のときに子ども食堂へ行ったときに、その子ども食堂の運営者の方は、近くの小学校にチラシを配りに行った際、その学校の校長先生からは、「うちの学校に貧困の子どもはいませんので必要ありません」と言われた。当時、2015年、16年ですから、子ども食堂というものへの理解自体がなかったということもあります。

それと、やはり部門が違うということで、あちらのほうではこういうことをやっている、こちらのほうではこういうことをやっていないということではなくて、やはり答弁の中で、今回の予算特別委員会の中でも総括等での答弁がありましたけれども、子どもの朝の居場所づくりということのをこれから学校の中でお取組をされるということですから、それと朝食の支援ということは、これは切っても切れない不可欠のものだと思います。

あとは、子ども食堂というのは、大体夕方が多いですよ。夜が多いですよ。それは子どものみならず、親御さんも含めて、お母様と一緒に来られる、お父様と一緒に来られるということもありますので、そういったところで、学校側が、当然、セキュリティの問題がある、また衛生上の問題がある、家庭科室をどういうふうにするのかとか、いろいろな課題はあるとは思いますが、ガードを上げ続けるのではなく、そこはきちんと、今、課長がご答弁されたように、しっかり情報収集をして、お互いの意見交換をしながら、できるところは協力をしていただきたい。

私は、今回の視察の中で、まさに首長の判断だったのですよね。首長の判断が非常に強くて、やるというふうに言ったら、それはやるということになったということですので、そこについては、ぜひ協力をしていただきたいと思います。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

よろしいですか。

○せらく委員

2枚目の③番の子ども若者応援フリースペースについて、何点かお伺いしたいと思います。

一度視察に伺ったことがありますし、お話も聞いてきたところなのですが、思ったよりも危うい子どもたちがいたなというふうに感じておりまして、課題として、今、「増え続ける利用者への対応」とあるのですが、利用者の推移が分かれば、昨年度、前年度と比較してなど教えていただけたらと思います。

○柴田子ども施策連携担当課長

利用者の推移ですけれども、毎年4月に、前の年に使っていても、新たに来た子は登録をするということになっております。4月以降も登録をすることができるのですが、実際の登録数を申し上げますと、令和5年度が241人、令和4年度が215人、令和3年度は227人、令和2年度が171人、今、手元ですぐお伝えできるのはこのぐらいなのですが、若干上がったたり下がったりという部分はあるのですが、始まった当初の100台で推移したときよりは上がってきているなというふうには、こちらでは認識しているところでございます。

○せらく委員

その対応として、環境整備と支援メニューの充実というところなのですが、こちらについて、具体的なものがあれば教えていただきたいです。

支援メニューは、現在どのような支援メニューがあって、どのようなものが今後必要になってくるかもお考えを教えてくださいませんか。

○柴田子ども施策連携担当課長

まず、環境整備といたしましては、子どもの人数も増えているのですが、比較的新しい取組としては、女の子専用の部屋をつくりました。それで、そこに支援のメニューにも重なってくるのですが、ボランティアで女子大生が来てくれて、メイクを一緒にやったり、一緒にファッション誌を読んだり、そういったガールズルームというものが今できています。支援メニューとしては、どうしても都市型の環境で暮らしている子どもが多いので、自然に触れられるというところで、横浜の郊外に畑を所有しているところがありまして、そこで農業体験を子どもたちにしてもらっています。

また、子どもの居場所ということで、何をしなくても、いるだけでいいんだよというところではあるのですが、やはり自立というところも望む子どもは多くいます。それで社会につながるというところで、インターネット配信をやっている団体があるのですが、そこのお手伝いという形で、子どもたちが技術を学びながらスタッフとしてその運営を手伝っている、そういったメニューもございません。

今後の支援メニューの充実なのですが、やはり、いて、元気になって、社会に飛び立つということが理想な部分はどうしてもあろうかと思えます。私もそこにおいて元気を取り戻すということは大事なのですが、その先も見てほしいなというふうに思っていますので、社会のつながる経験も、まだ具体的にこれというものは出ていないのですが、仕事につながるようなメニューも入れていきたいというふうに考えているところでございます。

○せらく委員

詳しく教えてくださいまして、ありがとうございます。

今後、自立に向けた支援を拡充していきたいという思いでいらっしゃるということを確認いたしましたので、私も何か手をお貸しできることがあれば、今後ともいろいろ話していきたいと思っております。

ありがとうございました。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○西村委員

2回目、よろしいでしょうか。

○こんの委員長

はい、どうぞ。

○西村委員

すみません。先ほど、子ども食堂も伺えばよかったのですが、伺えればと思います。

私自身が考える子ども食堂の課題の中で、どのような困難を抱えていらっしゃるご家庭が来ているのかということがなかなか分からないということが1つ課題かなというふうに思っていて、声を聞くために何かやれることがあるのではないかと考えています。

もう1点が、子ども食堂の多くがシングル家庭が来られる時間帯になかなか開催されていなくて、それは多くの区民の方からもお声をいただいています、なにぶん、区が主体ではなくて、皆さんにやっただけだと難しいテーマだと思いつつ私も考えているのですが、どうしても親が連れていかなければならなくて、働く親は仕事が終わっていない時間帯に開催されていることが多いことというふうに課題の1つとして考えています。

このような区民の方のお声もある中で、この課題に関して、どのようにお考えかということと、あと、子どもだけで行ける子ども食堂が、今、幾つぐらい区内にあるのか伺えればと思います。

○飛田子育て応援課長

子ども食堂の開催時間というところで、これはなかなか、こちらのほうでも長い時間やってくれとはなかなか言いにくいところでもあります。

また、子ども食堂のほうでは、年配の方がやって、結局、最後は若い方がボランティアに来てくれるのだけれども、自分は子育てがあるから最後の皿洗いまでは付き合えないと言って、結局、途中で帰って、「俺一人で、これを全部、この後、洗い物をするんだよ」とか、そういう話を聞きながら、実際に見に行った場所ではそういうような話が聞かれておりました。

実際、子ども食堂、いろいろな考え方があるのですが、場所によっては、そのご家庭のこともよくご存じの場所もあるところなどは、子どもだけでも、もちろん食べに来ていいんだよという声をかけてくれたりとか、子ども食堂によっても、いろいろな運営をしているところがありますので何とも言えないのですが、子ども食堂の数とか、そういうところについても、そこまでは把握できていないところではあります。

また何かの折で、そういう子どもだけでも行けるところがどのくらいあるのか、運営会議とかがありますので、そういうところで聞き取りをしてみたいと考えております。

○西村委員

コロナが明けてから、フードパントリーだけをする子ども食堂も増えたのかなとされていて、それは運営する側の方にとっても継続しやすいとか、そういったお声もある中で、今、ご寄附が潤沢にあるのかとか、子ども食堂によって、ご寄附の分配の仕方とかも様々ご苦労されていると思うので、その辺り、最後に伺います。

○飛田子育て応援課長

子ども食堂によって、コロナ禍のときはフードパントリー、お弁当をつくって提供したというところもあります。実際、コロナ禍を明けて、普通に運営すると、逆にそれだけの人数を回しきれないというところで、2回転、3回転やっているところもあるのですけれども、中には、もうそのままお弁当で対応しているところもある場所も結構あります。

ネットワークのほうで、そういう寄附をいただいた場合、同時に発信をしていただいて、それで、いろいろ自分が欲しいところ、そういうところを募って取りに来てもらったり、物によっては発送したりとかしております。

そういう意味では、今回、お米がやはりどこも足りないということで、お米は、国のほうでも、現在配ったりしていて、各自、足りないところは国のほうに請求をしていただいたりとか、個別にはやっておりますので、そういうところはこちらのほうにも報告が来ますので、社会福祉協議会のほうでネットワークが中心となって分配はうまくやっています。

また、寄附の話とかいろいろ、つい最近は、牛肉の寄附が食肉市場のほうからありましたので、そういうところも上手に寄附をいただいたものを分配しているような状態です。

○西村委員

お米も2合分ずつとか、子ども食堂のほうで小分けにさせていただいていたりして、子どもたちのために、家庭のためにやっていたのは重々分かっております。品川区の子ども食堂で、繰り返しお子さんを見ることで、靴が小さくなっていて、とても小さくて履けないぐらい小さいのだけれども、靴のサイズが子ども自身は分からなくて、適切なサイズが分からなくて、それをずっと履いているということに子ども食堂が気づいて、親御さんとやり取りをするようなパイプになったというようなお話を実際に聞いたことがあります。繰り返しやっていたということにすごく意義があると思っていますので、いろいろとご寄附とか、大変な部分もあると思うのですけれども、フードパントリーだけでもやっていたということも大変ありがたいと思っていますので、引き続きよろしく願いいたします。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

○高橋（し）委員

ご説明ありがとうございました。ヤングケアラーについては、昨年、実態調査をして、それで学校での様子が分かったのですが、たしかそのときにも、この調査結果は、区内の小中学校にも伝わっているのですというお話を伺った記憶があります。先ほど、あくつ委員のほうから学校との連携のお話もあつたのですが、学校が先にヤングケアラーを何となく把握して、それをこちらの子ども家庭支援センターのこういった相談体制や支援体制につないだという例が、ここのところ、あるのかということをお伺いしたいと思います。

学校のほうにお聞きしたいのですが、学校のほうでそういうところを教員の方々に、日常、注意を払ってくださいみたいな、こういうことがあつたら伝えましょうみたいな体制ができているのかということ。

それは子ども家庭支援センターからも支援し、学校からも支援するという、様々な方向からこういったお子さんたちを支援する必要があるかと思うので、その点が1つ。

逆に今度は、学校は分からないけれども、こういった相談体制のほうに来られているお子さんたちのことを学校に知らせることがいいかどうかというのは、また判断があると思うのですが、そういうこと

の連携は、子ども家庭支援センターのほうでどのようにしているかということが1つあります。

それから、これは子ども食堂も同じで、先ほどもお話がありましたけれども、子ども食堂にお見えになっている方、これは民間の方がやられているので、なかなか学校との連絡ということは難しいのかもしれないですが、機会があったときに、そういった学校と、個人名がどうかではなく、何とか小学校からこういうふうに来ていますよというふうなお話を、子ども食堂のほうから学校との連絡といたしますか、そういった接点があるのかということ。

それから、ボランティアマッチングを最初のほうに書いてあるのですが、視察に行ったところ、ボランティアマッチングをやっていますとあるのですが、現状、ボランティアバンクみたいな、ボランティアマッチングはどのような形でいっているのかということ。

それからあともう1つ、同じ内容なのですが、フリースペースにいらっしゃっているお子さんたち、区内小中学校のお子さんでもし来ているとすると、学校との連携は、フリースペースのほうでどのようにされているのかお尋ねします。

○丸谷教育総合支援センター長

ヤングケアラーについては、各校に、2年前から研修も実施していただいて、学校の理解も今進んでいるところです。

中には、学校を通したアンケートも当時行っていますので、思ったよりヤングケアラーがいたなどか、そういったところは学校も認識を、今、高めているところです。

具体的には、今後また子ども家庭支援センターとも連携をとりながら、そういった子どもへの支援を連携して進めていければと考えています。

○染谷子ども家庭支援センター長

子ども家庭支援センター側からの学校を含めた関係機関との情報共有に関してでございますけれども、ヤングケアラー支援を子ども家庭支援センターで実施する意義の1つとして、要保護児童対策地域協議会の活用も考えられるかと思えます。ヤングケアラーのいるご家庭は見方を変えると、養育困難家庭であるというような状況にあるかと思えますので、そういったご家庭に関しては、法律のルールに基づいて情報共有を適宜させていただいているという状況でございます。

○飛田子育て応援課長

子ども食堂のほうでも気になるお子さんとか、そういうことでいろいろいるのですけれども、どちらかというと、そこ子ども食堂のスタッフは、公的機関というよりは、地域のおばちゃん的な立場として、自分たちで解決してあげたいという話もよく聞きます。自分たちがどうしようもなくなったら、どこに相談すればいいのと、聞かれたことがあります。そういうときは、子ども家庭支援センターのほうにということも伝えていきます。ただ、そういうところで実際につながったところは、今のところ、数少ないと聞いております。

あとまた、ボランティアのマッチングというところですが、最近は企業からの人としてのボランティアをしたいということで、各子ども食堂のほうに聞いて、どこで何人とか、必要などころに応じて、ボランティアとか企業での社会貢献活動、そういうところもやっていますので、そういうところで協力を得ているところでございます。

○柴田子ども施策連携担当課長

フリースペースと学校の関係性についてですけれども、学校には広くフリースペースを認識していただいているというふうには受け止めています。

その理由といたしましては、HEARTSですとか、それから、子ども家庭支援センターの相談員であるとか、そういった方々がフリースペースのことを、本人に相談の中で話をして、それで来ましたというケースが結構あるのです。ですので、そういったところでつながりは良好にできているのかなというふうに受け止めているところでございます。

○高橋（し）委員

今、いろいろ連携のお話をいただいたので、それぞれの方面からお子さんたちを支援するというのは大変大切なことだというふうに思っております。それこそ子ども政策連携というフレーズがあるものですから、学校とか、こういった垣根を越えて進めていっていただきたいと思えます。

先ほど少し予防的というところで、ほかの委員の方から質問がありましたが、なかなか予防という意味においては、学校の教員の目というのは、予防的というか、最初の様子を見て発見という言い方はよくないかもしれませんが、お子さんの様子が分かるところなので、ぜひ学校の先生方のそういった目も大切にしていきたいと思えます。

○こんの委員長

ほかにごございますでしょうか。

○山本副委員長

私からも質問させていただきます。

まず、ヤングケアラー支援ですけれども、今年の決算特別委員会の民生費のところでも質問させていただいたところもありまして、区として、とてもよくやっているとまず感じております。様々な事情に応じた子どもたちに対応できる相談体制の構築をしていただいているというところ、それから、現在の支援、直接的支援の実施を今広げていっていただいているというフェーズだと理解しております、よいと思っております。ぜひリアルとデジタルの双方をうまく活用していただきたいというふうに思っています。

まずリアルでは、様々な理由で、それぞれ困っている子どもたち一人一人のケースにできるだけ寄り添っていただいて、きめ細やかに支援をしていただきたいというところで、今、配食支援とか、学習支援とか、お困りの子どもたちそれぞれにアプローチしていただいて、とてもよいと思うのですけれども、ぜひ進めている中で、またいろいろと分かってくるところもあると思えますので、それに応じて、よりよく変えていっていただきたいなということが1つございます。

それから、デジタルのところという、まず最初にやっていた実態調査、これ、すごくよかったと思うのですけれども、やはり今後の課題にもお示しいただいているように、なかなか発見しにくい、自覚のないヤングケアラーの子どもたちや予備軍の子どもたちの早期発見、早期支援をどうできるかというところという、やはりデジタルの活用は非常に有効ではないかと思っております、前回の実態調査では、匿名調査で、誰がSOSを出したかが分からないというところだったかと思えますけれども、今の仕組みですと、デジタル形式のアンケートで、あえて名前を出さずとも、少し危険だなという兆候が出ている子を特定することとかもできる仕組みもありますので、ぜひそういった形で、一度の実態調査ではなく、今後、定期的に調査をデジタルでやっていくことで、早期発見をしたり、そして、分からなかった子たちにも知ってもらおうということをやってもらえるようにしてほしいなと思えます。なので、そこについてお願いします。

それは令和5年度の実態調査のときに活用した国の補助金も活用できる状況であると思えますので、ぜひそういった資金も有効に活用していただきながら、効果的なご対応を今後もやっていただきたいと

いうところでございます。これはコメントをいただければと思います。

先にまとめて全部お話しさせていただきますけれども、子ども食堂のほうです。

まず、これはよく支援されていると思っておりますが、また、これまでの経緯もあって、今こういった形になっているということは感じておりますが、少しお伺いしたかったのが、あくつ委員もお話をされていらっちゃって、今回、行政視察で他地域の子ども食堂を見てきたというところもあってなのですけれども、現状の課題は、子どもの朝食支援というところで、それもすごくあるかなというところで理解をしておるのですけれども、それ以外に、視察のときにもお話しに少し上がったエリアの偏り、空白地帯の手当てというものがあるのではないかと思います。品川区も39もの食堂があって、それぞれやっただけでいるありがたい状況だと思うのですけれども、そういったエリアのところに対するご認識かどうかということと、あとは運営していただいている皆様の数について、これはどう受け止めていらっしゃるのか、もっともったほうがいいと思っておりますのかどうかという数に対するご認識。

それから、それぞれ役割が異なる各運営者の方々に対する支援の平等性とか、在り方というところが、どう考えていらっしゃるかというところ。

それから、必要としている子どもたちや保護者の皆さんへの周知、これが今、どのように受け止めていらっしゃるかということをお聞きできればと思います。

あと、まとめていきますと、ガバメントクラウドファンディングを活用した子どもの食の支援のところですが、これもすごくいい取組だと思っております、前回の予算特別委員会で質問をさせていただいて、そこでは企業寄附についてのお話をさせていただいて、外食クーポン、子どもたちにとってなかなかできない貴重な外食体験ができるみたいなものもあって、そういった工夫をしていただいて、ひとり親の子どもの支援をされているということで、すごくいいことだと思っております。

そういったところも含めて、今、企業寄附とかというところの企業参加を推進するというところでおっしゃっているので、足元でそういう広がりがあるかあれば、そこについてもコメントをいただければと思います。

○染谷子ども家庭支援センター長

ヤングケアラー支援におけるリアルとデジタルというお話でございますけれども、まずリアルの部分、まさに寄り添った支援の中で、それぞれのヤングケアラーの置かれている状況において求められる支援も異なってくるかと思っておりますので、ニーズをきちんと把握した上で、求められる支援を入れられるように、現在、設けている直接的支援以外にも、今後様々検討してまいりたいと思います。

それからあと、いわゆるデジタルツールを使ったアンケート調査のお話でございますけれども、実際に令和5年度に、今回、アンケートを実施するに当たっても、区立の小中学校の児童生徒に貸与しているタブレットからアンケートにお答えいただくという方法はとらせていただいておりますし、それからあと、先ほどご説明した相談ツールをタブレットに設定するなど、デジタルの活用は基本的には進めていきたいと考えております。実態調査につきましては、1回限りではなくて、定期的実施していくことは必要であるというふうに認識しております、例えば、任意の記名式にするですとか、あと、調査票に異なる番号を付すとか、いろいろ方法はあるかと思っておりますので、様々な方法を検討しながら、より多くの方にお答えをいただいて、精度が高いアンケート調査となるように検討して、また実施をしていきたいと考えております。

○飛田子育て応援課長

まず、エリアの偏りというところで、子ども食堂マップというものをつくって、そこを見ますと、西小山駅周辺とか、しながわ水族館の辺りは、少し少ないかなということは認識しているところです。

実際、そういう相談があったとき、子ども食堂をやりたいというときには、そういうところではいかがですかということ声をかけているのですけれども、なかなか使用できる場所、施設等がないということが大きな課題でもあるかなと考えております。

今、運営の事業者数の多いか少ないかということは、なかなか難しいかなと考えています。本来はないのが一番いいと、正直思っています。ただ、今の社会のこの品川区の状態としては、やはりそれを必要としている方がいるというところでは、実際に視察等に行きますと、すごく喜んでいらっしゃる方もいますので、やはりまだまだなくしてはいけないかなというふうには考えております。

また、支援の在り方、平等かどうかというところですが、ネットワークに入っている子ども食堂に関しては、一律で、例えば、先ほど食肉市場から寄附がありました。使う方はぜひ声をかけてくださいとか、発信は平等にしておりますので、そういうところはきちんと行き届いているというふうに思っております。

あと、必要な人たちへの周知です。おかげさまで子ども食堂はフォーラムも毎年やっていますけれども、そういう意味では、子ども食堂の存在感は大分認知されているところかなというふうには考えております。

また、ガバメントクラウドファンディングです。企業寄附のところでは、先ほどのところも、食肉市場のほうも、それは子ども食堂への寄附だったのですけれども、ガバメントクラウドファンディングのほうでも、お米を寄附していただいたりとか、ローソンに毎年寄附をいただいていたりにしています。

先ほど、外食の子ども食堂みたいな、そういうところも、今年度も寄附というか、そういうチケットをいただいていますので、対象の方には、今、配布しているところでございます。

そういうところでは、企業の方に対しても、そういうガバメントクラウドファンディングを通しまして広めていきたいと考えています。

○山本副委員長

それぞれご回答ありがとうございます。それぞれに支援の拡充、効果的に進めていただきたいと思えます。ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○こんの委員長

ほかにございますでしょうか。

よろしいですか。

ほかにご発言がないようですので、以上で所管事務調査を終了いたします。

3 その他

○こんの委員長

次に、予定表の3、その他を議題に供します。

その他で何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○こんの委員長

そのほかでないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後4時27分閉会